

住民基本台帳法

昭和42年 7月25日 法律 第81号

住民基本台帳法の一部を改正する法律

平成21年 7月15日 法律 第77号

改正前

改正後

- 目次 -

施行日：平成24年 7月14日までに

目次

- 第一章 総則（第一条-第四条）
- 第二章 住民基本台帳（第五条-第十五条）
- 第三章 戸籍の附票（第十六条-第二十条）
- 第四章 届出（第二十一条-第三十条）
- 第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等
 - 第一節 住民票コード（第三十条の二-第三十条の六）
 - 第二節 都道府県の事務等（第三十条の七-第三十条の九）
 - 第三節 指定情報処理機関（第三十条の十-第三十条の二十八）
 - 第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二十九-第三十条の四十三）
 - 第五節 住民基本台帳カード（第三十条の四十四）
- ◆追加◆
- 第五章 雑則（第三十一条-第四十一条）
- 第六章 罰則（第四十二条-第五十四条）
- 附則

目次

- 第一章 総則（第一条-第四条）
- 第二章 住民基本台帳（第五条-第十五条）
- 第三章 戸籍の附票（第十六条-第二十条）
- 第四章 届出（第二十一条-第三十条）
- 第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等
 - 第一節 住民票コード（第三十条の二-第三十条の六）
 - 第二節 都道府県の事務等（第三十条の七-第三十条の九）
 - 第三節 指定情報処理機関（第三十条の十-第三十条の二十八）
 - 第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二十九-第三十条の四十三）
 - 第五節 住民基本台帳カード（第三十条の四十四）
- 第四章の三 外国人住民に関する特例（第三十条の四十五-第三十条の五十一）
- 第五章 雑則（第三十一条-第四十一条）
- 第六章 罰則（第四十二条-第五十四条）
- 附則

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

第二章 住民基本台帳
(住民基本台帳の備付け)
第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条 に規定する事項を記録するものとする。

第二章 住民基本台帳
(住民基本台帳の備付け)
第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条 及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとする。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(住民票の記載等)
第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正（第八条を除き、以下「記載等」という。）は、第三十条の二第一項及び第二項、第三十条の三第三項並びに第三十条の四の規定によるほか、政令で定めるところにより、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(住民票の記載等)
第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正（第八条を除き、以下「記載等」という。）は、第三十条の二第一項及び第二項、第三十条の三第三項並びに第三十条の四の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の三の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

(戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知)
 第十九条 住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

◆追加◆

(戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知)
 第十九条 住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

4 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

第四章 届出
 (住民としての地位の変更に関する届出の原則)
 第二十一条 住民としての地位の変更に関する届出は、すべてこの章 ◆追加◆に定める届出によつて **行なう**ものとする。

第四章 届出
 (住民としての地位の変更に関する届出の原則)
 第二十一条 住民としての地位の変更に関する届出は、すべてこの章 **及び第四章の三**に定める届出によつて **行う**ものとする。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

(転入届)
 第二十二條 転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条 ◆追加◆において同じ。）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名
 二 住所
 三 転入をした年月日
 四 従前の住所
 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
 六 転入前の住民票コード（転入をした者につき直前に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直前に記載した住民票コードをいう。）

(転入届)
 第二十二條 転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条 **及び第三十条の四十六**において同じ。）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名
 二 住所
 三 転入をした年月日
 四 従前の住所
 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
 六 転入前の住民票コード（転入をした者につき直前に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直前に記載した住民票コードをい

七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

2 前項の規定による届出をする者（同項第七号の者を除く。）は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

う。）

七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

2 前項の規定による届出をする者（同項第七号の者を除く。）は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

（住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する **届出の特例**）

第二十四条の二 第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（以下この条において「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けている者が **付記転出届**（前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合においては、最初の転入届（当該 **付記転出届**をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、総務省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添えて行われるものをいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

2 住民基本台帳カードの交付を受けている世帯主が行う当該 **世帯主に関する付記転出届**に併せて、その世帯に属する他の者（以下この項及び第二十六条において「世帯員」という。）であつて住民基本台帳カードの交付を受けていないものが **世帯員に関する付記転出届**（住民基本台帳カードの交付を受けていない世帯員が行う前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合においては、最初の世帯員に関する転入届（当該 **世帯員に関する付記転出届**をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

3 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた市町村長（以下この条において「転入地市町村長」という。）は、その旨を当該最初の転入届に係る**付記転出届**又は当該最初の世帯員に関する転入届に係る **世帯員に関する付記転出届**を受けた市町村長（以下この条において「転出地市町村長」という。）に通知しなければならない。

（住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する **転入届の特例**）

第二十四条の二 第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（以下この条において「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けている者が **転出届**（前条の規定による届出 **◆削除◆**をいう。以下この条において同じ。）をした場合においては、最初の転入届（当該 **転出届**をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出をいう。以下この条及び第三十条の四十四第五項において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

2 住民基本台帳カードの交付を受けている世帯主が行う当該 **世帯主に関する転出届**に併せて、その世帯に属する他の者（以下この項及び第二十六条において「世帯員」という。）であつて住民基本台帳カードの交付を受けていないものが **転出届 ◆削除◆**をした場合においては、最初の世帯員に関する転入届（当該 **転出届**をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

3 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた市町村長（以下この条において「転入地市町村長」という。）は、その旨を当該最初の転入届に係る**転出届**又は当該最初の世帯員に関する転入届に係る **転出届**を受けた市町村長（以下この条において「転出地市町村長」という。）に通知しなければならない。

4 転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、政令で定める事項を転入地市町村長に通知しなければならない。

5 前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

- 4 転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、政令で定める事項を転入地市町村長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(世帯変更届)
第二十五条 **第二十二条から第二十四条まで**の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯変更届)
第二十五条 **第二十二条第一項及び第二十三条**の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(世帯主が届出を行う場合)
第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、**この法律**の規定による届出をすることができる。
2 世帯員が **この法律**の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。

(世帯主が届出を行う場合)
第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、**この章又は第四章の三**の規定による届出をすることができる。
2 世帯員が **この章又は第四章の三**の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(届出の方式等)
第二十七条 **この法律**の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。
2 市町村長は、**第二十二条から第二十四条まで及び第二十五条**の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たっている者に対し、総務省令で定めるところにより、当該届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。
3 前項の場合において、市町村長は、現に届出の任に当たっている者が、届出をする者の代理人であるときその他届出をする者と異なる者であるとき（現に届出の任に当たっている者が届出をする者と同一の世帯に属する者であるときを除く。）は、当該届出の任に当たっている者に

(届出の方式等)
第二十七条 **この章又は第四章の三**の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でなければならない。
2 市町村長は、**この章又は第四章の三**の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たっている者に対し、総務省令で定めるところにより、当該届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。
3 前項の場合において、市町村長は、現に届出の任に当たっている者が、届出をする者の代理人であるときその他届出をする者と異なる者であるとき（現に届出の任に当たっている者が届出をする者と同一の世帯に属する者であるときを除く。）は、当該届出の任に当たっている者に対し、総務省令で定めるところにより、届出を

対し、総務省令で定めるところにより、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにするために必要な事項を示す書類の提示若しくは提出又は当該事項についての説明を求めるものとする。

する者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにするために必要な事項を示す書類の提示若しくは提出又は当該事項についての説明を求めるものとする。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例)
第二十八条 この法律の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを **附記する**ものとする。

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例)
第二十八条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを **付記する**ものとする。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例)
第二十八条の二 この法律の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例)
第二十八条の二 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(介護保険の被保険者である者に係る届出の特例)
第二十八条の三 この法律の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(介護保険の被保険者である者に係る届出の特例)
第二十八条の三 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)
第二十九条 この法律の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを **附記する**ものとする。

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)
第二十九条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを **付記する**ものとする。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例)

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例)

第二十九条の二 **この法律**の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを **附記する**ものとする。

第二十九条の二 **この章又は第四章の三**の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを **付記する**ものとする。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(米穀の配給を受ける者に係る届出の特例)
第三十条 **この法律**の規定による届出をすべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(米穀の配給を受ける者に係る届出の特例)
第三十条 **この章又は第四章の三**の規定による届出をすべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

第五節 住民基本台帳カード
(住民基本台帳カードの交付)
第三十条の四十四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長 **◆追加◆**に対し、自己に係る住民基本台帳カード（その者に係る住民票に記載された氏名 **及び住民票コード**その他政令で定める事項 **が記録されたカード**をいう。以下同じ。）の交付を求めることができる。
2 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した交付申請書を、**その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長**に提出しなければならない。
3 **市町村長**は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、その者に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳カードを交付しなければならない。
4 住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は、総務省令で定める。
◆追加◆
◆追加◆
◆追加◆
5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失したときは、直ちに、その旨を **当該住民基本台帳カードを交付した市町村長**に届け出なければならない。
◆追加◆
6 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、**転出をする場合**その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該住民基本台帳カードを、**当該住民基本台帳カードを交付した市町村長**に返納しなければならない。
7 前各項に定めるもののほか **◆追加◆**、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする場合 **及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合**における**手続に関する事項**その他

第五節 住民基本台帳カード
◆削除◆
第三十条の四十四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条において「**住所地市町村長**」という。）に対し、自己に係る住民基本台帳カード（その者に係る住民票に記載された氏名 **◆削除◆**その他政令で定める事項（以下この条において「**カード記載事項**」という。）が記載され、かつ、当該住民票に記載された**住民票コード**が記録された**半導体集積回路**（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）が組み込まれたカードをいう。以下同じ。）の交付を求めることができる。
2 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した交付申請書を、**住所地市町村長**に提出しなければならない。
3 **住所地市町村長**は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、その者に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳カードを交付しなければならない。
4 住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は、総務省令で定める。
5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを**市町村長**に提出しなければならない。
6 前項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた**市町村長**は、当該住民基本台帳カードについて、**カード記載事項の変更**その他当該市町村において当該住民基本台帳カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。
7 第五項の場合を除くほか、住民基本台帳カード

住民基本台帳カードに関し必要な事項は、政令で定める。

8 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。

の交付を受けている者は、カード記載事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出て、当該住民基本台帳カードに変更に係る事項の記載を受けなければならない。

8 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

9 住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

10 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該住民基本台帳カードを、住所地市町村長に返納しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、住民基本台帳カードの有効期間、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする場合 ◆削除◆における手続 ◆削除◆その他住民基本台帳カードに関し必要な事項は、政令で定める。

12 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆ ◆追加◆
◆追加◆

第四章の三 外国人住民に関する特例

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)
第三十条の四十五 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号（第五号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章において「入管法」という。）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となつた年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）

一 中長期在留者である旨
二 入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令

		で定める書類)に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号
	特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）	一 特別永住者である旨 二 入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号
	一時庇（ひ）護許可者（入管法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）	一 一時庇（ひ）護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間
	出生による経過滞在者（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第二十二条の二第一項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞在者（日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）	出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）
第三十条の四十六 前条の表の上欄に掲げる者（出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。）が国外から転入をした場合（これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。）には、当該中長期在留者等

は、第二十二条の規定にかかわらず、転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書（一時庇（ひ）護許可者にあつては、入管法第十八条の二第三項に規定する一時庇（ひ）護許可書）を提示しなければならない。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

（住所を有する者が中長期在留者等となつた場合の届出）
第三十条の四十七 日本の国籍を有しない者（第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。）で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となつた場合には、当該中長期在留者等となつた者は、中長期在留者等となつた日から十四日以内に、第二十二条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

（外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出）
第三十条の四十八 第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条及び前二条の場合を除くほか、世帯主でない外国人住民であつてその世帯主（外国人住民であるものに限る。）との続柄に変更があつたものは、その変更があつた日から十四日以内に、世帯主との続柄を証する文書を添えて、その氏名、世帯主との続柄及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

（外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出）
第三十条の四十九 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民であるものは、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条、第三

十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をするときは、世帯主との続柄を証する文書を添えて、これらの規定に規定する届出をしなければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知)
 第三十条の五十 法務大臣は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(外国人住民についての適用の特例)
 第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第五項	、第五号及び第九号から第十四号まで	及び第十号から第十四号までに掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄
第十二条の二第一項	第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
第十二条の二第四項	第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄

第十二条の三第一項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
第十二条の四第一項	第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	第七条第十号から第十二号まで及び第十四号
第十二条の四第四項	事項	事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(調査)
 第三十四条 市町村長は、定期に、第七条 **に規定する** 事項について調査をするものとする。
 2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条 **に規定する** 事項について調査をすることができる。
 3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。
 4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(調査)
 第三十四条 市町村長は、定期に、第七条 **及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる** 事項について調査をするものとする。
 2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条 **及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる** 事項について調査をすることができる。
 3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。
 4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(適用除外)
 第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者
◆追加◆ その他政令で定める者については、適用しない。

(適用除外)
 第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者
のうち第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者以外のもの その他政令で定める者については、

適用しない。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二第十一項若しくは第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 偽りその他不正の手段により、第十二条から第十二条の三まで ◆追加◆に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四 ◆追加◆に規定する住民票の写しの交付を受け、第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の四十四に規定する住民基本台帳カードの交付を受けた者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二第十一項若しくは第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 偽りその他不正の手段により、第十二条から第十二条の三まで (これらの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四 (第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する住民票の写しの交付を受け、第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の四十四に規定する住民基本台帳カードの交付を受けた者

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

第五十三条 第二十二条から第二十四条まで **又は第二十五条**の規定による届出に関し虚偽の届出 (**第二十四条の二第一項若しくは第二項又は第二十八条から第三十条までの規定による付記を含む。**) をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

2 正当な理由がなくて第二十二条から第二十四条まで **又は第二十五条**の規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

第五十三条 第二十二条から第二十四条まで、**第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までの規定による届出に関し虚偽の届出 (◆削除◆第二十八条から第三十条までの規定による付記を含む。)** をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

2 正当な理由がなくて第二十二条から第二十四条まで、**第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までの規定による届出をしない**者は、五万円以下の過料に処する。

- その他-

施行日：平成24年 7月14日までに

別表第一 (第三十条の七関係)		別表第一 (第三十条の七関係)	
提供を受ける国の機関又は法人	事務	提供を受ける国の機関又は法人	事務
一 内閣府	特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一 内閣府	特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の	銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) に	一の	銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) に

二 金融 庁又は 財務省	よる同法第五十二条の三十六第一項の許可又は同法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二 金融 庁又は 財務省	よる同法第五十二条の三十六第一項の許可又は同法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の 三 金融 庁又は 財務省	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）による同法第十六条の五第一項の許可又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一の 三 金融 庁又は 財務省	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）による同法第十六条の五第一項の許可又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の 四 金融 庁又は 財務省	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）による同法第八十五条の二第一項の許可又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一の 四 金融 庁又は 財務省	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）による同法第八十五条の二第一項の許可又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の 五 金融 庁若しくは 財務省 又は 厚生 労働省	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一の 五 金融 庁若しくは 財務省 又は 厚生 労働省	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の 六 金融 庁又は 財務省	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）による同法第六条の三第一項の許可又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一の 六 金融 庁又は 財務省	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）による同法第六条の三第一項の許可又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の 七 金融 庁若しくは 財務省 又は 農林 水産省	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）による同法第九十二条の二第一項の許可又は同法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一の 七 金融 庁若しくは 財務省 又は 農林 水産省	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）による同法第九十二条の二第一項の許可又は同法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の 八 金融 庁若しくは 財務省 又は	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）による同法第二百一条の二第一項の許可又は同法第二百一条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一の 八 金融 庁若しくは 財務省 又は	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）による同法第二百一条の二第一項の許可又は同法第二百一条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

農林水産省		農林水産省	
一の九 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）による同法第九十五条の二第一項の許可又は同法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一の九 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）による同法第九十五条の二第一項の許可又は同法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 金融庁又は財務省	保険業法（平成七年法律第百五号）による同法第二百七十六条又は第二百八十六条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二 金融庁又は財務省	保険業法（平成七年法律第百五号）による同法第二百七十六条又は第二百八十六条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三 金融庁又は財務省	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）による同法第二十九条の登録、同法第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項（同法第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の届出、同法第三十三条の二の登録、同法第三十三条の六第一項、第五十条の二第一項、第五十七条の十三第一項若しくは第五十七条の十四の届出、同法第五十九条第一項若しくは第六十条第一項の許可、同法第六十条の五第一項、第六十三条第二項若しくは第三項若しくは第六十三条の二第二項若しくは第三項の届出、同法第六十四条第一項の登録、同法第六十四条の四の届出、同法第六十六条の登録、同法第六十六条の五第一項若しくは第六十六条の十九第一項の届出、同法第六十六条の二十七の登録、同法第六十六条の三十一第一項若しくは第六十六条の四十第一項の届出、同法第六十七条の二第二項の認可、同法第七十八条第一項の認定、同法第七十九条の三十第一項の認可、同法第八十条第一項の免許、同法第百一条の十七第一項の認可、同法第百二条の十四の認可、同法第百三条の二第三項若しくは第百三条の三第一項の届出、同法第百六条の三第一項の認可、同条第三項（同法第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第百六条の十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第百六条の十四第三項若しくは第百六条の十五の届出、同法第百六条の十七第一項若しくは第百四十条第一項の認可、同法第百四十九条第二項の届出、同法第百五十五条第一項の認可、同法第百五十五条の七の届出、同法第百五十六条の二	三 金融庁又は財務省	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）による同法第二十九条の登録、同法第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項（同法第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の届出、同法第三十三条の二の登録、同法第三十三条の六第一項、第五十条の二第一項、第五十七条の十三第一項若しくは第五十七条の十四の届出、同法第五十九条第一項若しくは第六十条第一項の許可、同法第六十条の五第一項、第六十三条第二項若しくは第三項若しくは第六十三条の二第二項若しくは第三項の届出、同法第六十四条第一項の登録、同法第六十四条の四の届出、同法第六十六条の登録、同法第六十六条の五第一項若しくは第六十六条の十九第一項の届出、同法第六十六条の二十七の登録、同法第六十六条の三十一第一項若しくは第六十六条の四十第一項の届出、同法第六十七条の二第二項の認可、同法第七十八条第一項の認定、同法第七十九条の三十第一項の認可、同法第八十条第一項の免許、同法第百一条の十七第一項の認可、同法第百二条の十四の認可、同法第百三条の二第三項若しくは第百三条の三第一項の届出、同法第百六条の三第一項の認可、同条第三項（同法第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第百六条の十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第百六条の十四第三項若しくは第百六条の十五の届出、同法第百六条の十七第一項若しくは第百四十条第一項の認可、同法第百四十九条第二項の届出、同法第百五十五条第一項の認可、同法第百五十五条の七の届出、同法第百五十六条の二

	の免許、同法第一百五十六条の五の三第一項の届出、同法第一百五十六条の五の五第一項の認可、同条第三項の届出、同条第四項ただし書の認可、同法第一百五十六条の十三の届出、同法第一百五十六条の二十の二の免許、同法第一百五十六条の二十の十一の届出、同法第一百五十六条の二十の十六第一項の認可、同法第一百五十六条の二十の二十一第二項の届出、同法第一百五十六条の二十四第一項の免許又は同法第一百五十六条の二十八第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの		の免許、同法第一百五十六条の五の三第一項の届出、同法第一百五十六条の五の五第一項の認可、同条第三項の届出、同条第四項ただし書の認可、同法第一百五十六条の十三の届出、同法第一百五十六条の二十の二の免許、同法第一百五十六条の二十の十一の届出、同法第一百五十六条の二十の十六第一項の認可、同法第一百五十六条の二十の二十一第二項の届出、同法第一百五十六条の二十四第一項の免許又は同法第一百五十六条の二十八第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 削除		四 削除	
五 金融 庁又 は財 務省	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）による第六十九条第一項の届出、同法第百八十七条の登録又は同法第百九十一条第一項、第二百二十条第一項若しくは第二百二十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五 金融 庁又 は財 務省	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）による第六十九条第一項の届出、同法第百八十七条の登録又は同法第百九十一条第一項、第二百二十条第一項若しくは第二百二十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 削除		六 削除	
七 削除		七 削除	
八 金融 庁又 は財 務省	信託業法（平成十六年法律第百五十四号）による同法第三条の免許、同法第七条第一項の登録、同条第三項（同法第五十条の二第二項及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の更新、同法第十二条第一項若しくは第二項若しくは第十七条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の届出、同法第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項（同条第五項（同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の認可、同法第五十条の二第一項の登録、同法第五十二条第一項の登録、同法第五十三条第一項の免許、同法第五十四条第一項の登録、同法第五十六条第一項若しくは第二項の届出、同法第六十七条第一項の登録又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八 金融 庁又 は財 務省	信託業法（平成十六年法律第百五十四号）による同法第三条の免許、同法第七条第一項の登録、同条第三項（同法第五十条の二第二項及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の更新、同法第十二条第一項若しくは第二項若しくは第十七条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の届出、同法第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項（同条第五項（同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の認可、同法第五十条の二第一項の登録、同法第五十二条第一項の登録、同法第五十三条第一項の免許、同法第五十四条第一項の登録、同法第五十六条第一項若しくは第二項の届出、同法第六十七条第一項の登録又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 金融 庁又 は財 務省	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第八条第一項の届出、同法第二十四条の七第一項の試験の実施、同法第二十四条の八第二項の申請、同法第二十四条の十第一項の認可、同法第二十四条の二十五第一項の登録、同法第二十四条の二十八の申請、同法第二十四条の三十二第一	九 金融 庁又 は財 務省	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第八条第一項の届出、同法第二十四条の七第一項の試験の実施、同法第二十四条の八第二項の申請、同法第二十四条の十第一項の認可、同法第二十四条の二十五第一項の登録、同法第二十四条の二十八の申請、同法第二十四条の三十二第一

	項の更新、同法第二十四条の三十六第一項の登録、同法第二十四条の三十九第一項の更新、同法第二十四条の四十一の届出、同法第二十六条第二項の認可、同法第三十三条第二項の届出又は同法第四十一条の十四第一項の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの		項の更新、同法第二十四条の三十六第一項の登録、同法第二十四条の三十九第一項の更新、同法第二十四条の四十一の届出、同法第二十六条第二項の認可、同法第三十三条第二項の届出又は同法第四十一条の十四第一項の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十 削除		十 削除	
十一 金融 庁又 は財 務省	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）による同法第三条第一項、第九条第一項若しくは第十一条第一項の届出又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律による同法第九条第一項の届出若しくは同法第十一条第一項の変更登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十一 金融 庁又 は財 務省	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）による同法第三条第一項、第九条第一項若しくは第十一条第一項の届出又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律による同法第九条第一項の届出若しくは同法第十一条第一項の変更登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十二 金融 庁又 は財 務省	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）による同法第七条の登録、同法第十一条第一項の届出、同法第三十七条の登録、同法第四十一条第一項の届出、同法第六十四条第一項の免許、同法第七十七条の届出又は同法第八十七条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十二 金融 庁又 は財 務省	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）による同法第七条の登録、同法第十一条第一項の届出、同法第三十七条の登録、同法第四十一条第一項の届出、同法第六十四条第一項の免許、同法第七十七条の届出又は同法第八十七条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三 金融 庁又 は財 務省	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十三 金融 庁又 は財 務省	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四 削除		十四 削除	
十五 削除		十五 削除	
十六 総務 省	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十六 総務 省	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七 総務 省	執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることがされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十七 総務 省	執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることがされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十八 総務	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第	十八 総務	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第

省	一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十二年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	省	一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十二年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九 地方 公務員共 済組合及 び全市 町村職 員共済組 合連合 会	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十九 地方 公務員共 済組合及 び全市 町村職 員共済組 合連合 会	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十 地方 議会 議員共 済会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十 地方 議会 議員共 済会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十一 地方 公務員共 済組合及 び全市 町村職 員共済組 合連合 会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十一 地方 公務員共 済組合及 び全市 町村職 員共済組 合連合 会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二 地方 公務員共 済組合連 合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十二 地方 公務員共 済組合連 合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十三 地方 公務員災 害補 償	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十三 地方 公務員災 害補 償	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

償基金		償基金	
二十四 総務省	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条の登録、同法第十三条第四項の届出、同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第一百七十七条第一項の認定又は同法第二百二十二条第五項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十四 総務省	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条の登録、同法第十三条第四項の届出、同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第一百七十七条第一項の認定又は同法第二百二十二条第五項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十五 総務省	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）による同法第十条第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十五 総務省	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）による同法第十条第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十六 総務省	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）による同法第四条の免許、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の十八第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十六 総務省	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）による同法第四条の免許、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の十八第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七 消防法 （昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の七第二項に規定する指定試験機関	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十七 消防法 （昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の七第二項に規定する指定試験機関	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十八 消防法 第十七条の十三	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十八 消防法 第十七条の十三	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

項に規定する指定試験機関		項に規定する指定試験機関	
二十九 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）第二第三項に規定する指定法人	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十九 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）第二第三項に規定する指定法人	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十 法務省	司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）による司法試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十 法務省	司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）による司法試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十一 法務省	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）による不動産の表題登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）、表題部所有者（同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。）の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有	三十一 法務省	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）による不動産の表題登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）、表題部所有者（同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。）の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有

	権の保存若しくは移転の登記又は登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの		権の保存若しくは移転の登記又は登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十二法務省	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）附則第三十四条第一項の規定による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十二法務省	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）附則第三十四条第一項の規定による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十三法務省	工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号。鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）、漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）及び港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）において準用する場合を含む。）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十三法務省	工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号。鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）、漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）及び港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）において準用する場合を含む。）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十四法務省	立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十四法務省	立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十五法務省	道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十五法務省	道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十六法務省	建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十六法務省	建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十七法務省	観光施設財団抵当法（昭和四十三年法律第九十一号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十七法務省	観光施設財団抵当法（昭和四十三年法律第九十一号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十八法務省	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）による同法第七条又は第八条の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十八法務省	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）による同法第七条又は第八条の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十九法務省	供託法（明治三十二年法律第十五号）による同法第八条第一項の還付又は同条第二項の取戻しに関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十九法務省	供託法（明治三十二年法律第十五号）による同法第八条第一項の還付又は同条第二項の取戻しに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十法務省	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による同法第七条の二第一項の交付又は同法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。））若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十法務省	出入国管理及び難民認定法 ◆削除◆による同法第七条の二第一項の交付又は同法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。））若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十一外務省	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条	四十一外務省	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条

省	第一項の記載事項の訂正、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの		一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十二 国家 公務員共 済組合連 合会	国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十二年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十二 国家 公務員共 済組合連 合会	国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十二年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十三 国家 公務員共 済組合連 合会	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十三 国家 公務員共 済組合連 合会	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十四 厚生 年金保 険法等 の一部 を改正 する法 律（平 成八年 法律第 八十二 号）附 則第三 十二条 第二項 に規定 する存 続組合 又は同 法附則 第四十 八条第 一項に	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号又は第三号に規定する年金である給付（当該給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十四 厚生 年金保 険法等 の一部 を改正 する法 律（平 成八年 法律第 八十二 号）附 則第三 十二条 第二項 に規定 する存 続組合 又は同 法附則 第四十 八条第 一項に	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号又は第三号に規定する年金である給付（当該給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

規定する指定基金		する指定基金	
四十五財務省	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）による同法第二十四条第二項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十五財務省	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）による同法第二十四条第二項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十六財務省	たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）による同法第十一条第一項若しくは第二十条の登録、同法第十四条第三項若しくは第十五条（これらの規定を同法第二十一条において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十二条第一項の許可又は同法第二十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十六財務省	たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）による同法第十一条第一項若しくは第二十条の登録、同法第十四条第三項若しくは第十五条（これらの規定を同法第二十一条において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十二条第一項の許可又は同法第二十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七財務省	塩事業法（平成八年法律第三十九号）による同法第五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の登録、同法第八条第三項若しくは第九条（これらの規定を同法第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十七財務省	塩事業法（平成八年法律第三十九号）による同法第五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の登録、同法第八条第三項若しくは第九条（これらの規定を同法第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十八日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十八日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十九文部科学省	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）による同法第五条第一項第三号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十九文部科学省	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）による同法第五条第一項第三号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十文部科学省又は技術士法（昭和五十八年法律第二十	技術士法による技術士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十文部科学省又は技術士法（昭和五十八年法律第二十五	技術士法による技術士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五号) 第十条 第一項に規定する指定試験機関		号) 第十条 第一項に規定する指定試験機関	
五十一 文部科学省又は技術士法第四十条第一項に規定する指定登録機関	技術士法による技術士又は技術士補の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十一 文部科学省又は技術士法第四十条第一項に規定する指定登録機関	技術士法による技術士又は技術士補の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十二 文部科学省	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）による同法第三十五条第二項から第四項までの交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十二 文部科学省	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）による同法第三十五条第二項から第四項までの交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十三 文化庁	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）による同法第五条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十三 文化庁	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）による同法第五条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十四 文化庁又はプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭	著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）による同法第七十五条第一項又は第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十四 文化庁又はプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六	著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）による同法第七十五条第一項又は第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六十一 年法律第 六十五号) 第五第一 項に規定 する指登 録機関		十一 年法律第 六十五号) 第五第一 項に規定 する指登 録機関	
五十五 文化庁	著作権法による同法第八十八条第一項又は同法第百四条において準用する同法第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十五 文化庁	著作権法による同法第八十八条第一項又は同法第百四条において準用する同法第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十六 文化庁	著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）による同法第三条の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十六 文化庁	著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）による同法第三条の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七 文化庁	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）による同法第三条第一項の登録又は同法第五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七 文化庁	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）による同法第三条第一項の登録又は同法第五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の 二 厚生労働 省	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）による同法第三条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の 二 厚生労働 省	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）による同法第三条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十八 厚生労働 省	薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）による同法第十九条の二第一項の承認又は同法第十九条の三の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十八 厚生労働 省	薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）による同法第十九条の二第一項の承認又は同法第十九条の三の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十九 独立行政 法人医薬 品医療機 器総合機 構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）による同法第十五条第一項第一号イの副作用救済給付又は同項第二号イの感染救済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十九 独立行政 法人医薬 品医療機 器総合機 構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）による同法第十五条第一項第一号イの副作用救済給付又は同項第二号イの感染救済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十	六十 厚生	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による同法第十二条第一項、第十四

厚生労働省	七号) による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	労働省	条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十一 厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五条の第二項に規定する指定試験機関	労働安全衛生法による同法第七十五条第二項に規定する免許試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六十一 厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五条の第二項に規定する指定試験機関	労働安全衛生法による同法第七十五条第二項に規定する免許試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十二 厚生労働省又は作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第三十二条の第二項に規定する指定登録機関	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六十二 厚生労働省又は作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第三十二条の第二項に規定する指定登録機関	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十三 厚生労働省	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による同法第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付若しくは同項第二号の通勤災害に関する保険給付の支給又は同法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて総務省	六十三 厚生労働省	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による同法第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付若しくは同項第二号の通勤災害に関する保険給付の支給又は同法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて総務省

	等事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの		令で定めるもの
六十四 厚生 労働 省	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による同法第七条の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六十四 厚生 労働 省	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による同法第七条の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十五 厚生 労働 省	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六十五 厚生 労働 省	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十六 厚生 労働 省	職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）による同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可、同法第三十二条の六第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の更新又は同法第三十二条の七第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六十六 厚生 労働 省	職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）による同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可、同法第三十二条の六第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の更新又は同法第三十二条の七第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十七 厚生 労働 省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）による同法第五条第一項の許可、同法第十条第二項の更新又は同法第十一条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六十七 厚生 労働 省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）による同法第五条第一項の許可、同法第十条第二項の更新又は同法第十一条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十八 厚生 労働 省	雇用対策法（昭和四十一年法律第三百二十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六十八 厚生 労働 省	雇用対策法（昭和四十一年法律第三百二十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十九 厚生 労働 省	雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六十九 厚生 労働 省	雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十 厚生 労働 省又は 独立行政 法人雇用・ 能力開発 機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十 厚生 労働 省又は 独立行政 法人雇用・ 能力開発 機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十	職業能力開発促進法による技能検定の合格	七十一	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令

<p>一 厚生労働省又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項に規定する指定試験機関</p>	<p>証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働省又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項に規定する指定試験機関</p>	<p>で定めるもの</p>
<p>七十二 厚生労働省及び日本年金機構並びに全国健康保険協会</p>	<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は同法第二百二十六条第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>七十二 厚生労働省及び日本年金機構並びに全国健康保険協会</p>	<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は同法第二百二十六条第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十二の二 厚生労働省及び日本年金機構並びに全国健康保険協会</p>	<p>船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による被保険者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>七十二の二 厚生労働省及び日本年金機構並びに全国健康保険協会</p>	<p>船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による被保険者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

七十三 全国健康保険協会	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十三 全国健康保険協会	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十三の二 厚生労働省及び日本年金機構	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十三の二 厚生労働省及び日本年金機構	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十四 厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十四 厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十五 厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十五 厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十六 厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十六 厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七 厚生労働省及び日本年金機構	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十七 厚生労働省及び日本年金機構	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
		七十	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永

七十七の二 厚生労働省	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による同法第十三条第三項の一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七の二 厚生労働省	住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による同法第十三条第三項の一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八 厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十八 厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十九 農林水産省	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）による同法第十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十九 農林水産省	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）による同法第十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十 農林水産省又は経済産業省	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）による同法第九条の許可、同法第十九条第一項の届出、同法第七十八条の許可、同法第八十五条第一項の届出、同法第九十六条の十九第一項の認可、同条第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、第百三十二条第一項若しくは第百四十五条第一項の認可、同法第百六十七条の許可、同法第百七十一条の届出、同法第百九十条第一項の許可、同法第百九十五条第一項の届出、同法第二百条第一項の登録、同条第七項の更新、同法第二百二十五条第一項若しくは第二百二十八条第一項の認可、同法第二百四十条の二第一項の登録、同法第二百四十五条若しくは第二百七十九条第一項の認可、同法第二百八十三条第三項の届出、同法第三百三十二条第一項の許可、同法第三百三十五条第二項（同法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第三百四十二条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八十 農林水産省又は経済産業省	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）による同法第九条の許可、同法第十九条第一項の届出、同法第七十八条の許可、同法第八十五条第一項の届出、同法第九十六条の十九第一項の認可、同条第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、第百三十二条第一項若しくは第百四十五条第一項の認可、同法第百六十七条の許可、同法第百七十一条の届出、同法第百九十条第一項の許可、同法第百九十五条第一項の届出、同法第二百条第一項の登録、同条第七項の更新、同法第二百二十五条第一項若しくは第二百二十八条第一項の認可、同法第二百四十条の二第一項の登録、同法第二百四十五条若しくは第二百七十九条第一項の認可、同法第二百八十三条第三項の届出、同法第三百三十二条第一項の許可、同法第三百三十五条第二項（同法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第三百四十二条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十一 農林水産省又は経済産業省	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八十一 農林水産省又は経済産業省	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十二 農林	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律に	八十二 農林漁業	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する事務で

漁業 団体 職員 共済 組合	よる年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	団体 職員 共済 組合	あつて総務省令で定めるもの
八十三 農林 水産 省	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による同法第二十五条第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八十三 農林 水産 省	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による同法第二十五条第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十四 経済 産業 省	計量法（平成四年法律第五十一号）による同法第四十条第一項若しくは第四十六条第一項の届出、同法第四十二条第一項（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第六十二条第一項（同法第百三十三条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八十四 経済 産業 省	計量法（平成四年法律第五十一号）による同法第四十条第一項若しくは第四十六条第一項の届出、同法第四十二条第一項（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第六十二条第一項（同法第百三十三条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十五 独立 行政 法人 産業 技術 総合 研究所 又は 日本 電気 計器 検定 所	計量法による同法第七十九条第一項（同法第八十一条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八十五 独立 行政 法人 産業 技術 総合 研究所 又は 日本 電気 計器 検定 所	計量法による同法第七十九条第一項（同法第八十一条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十六 経済 産業 省	アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）による同法第三条第一項、第十六条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項の許可又は同法第八条第二項（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八十六 経済 産業 省	アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）による同法第三条第一項、第十六条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項の許可又は同法第八条第二項（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十七 経済 産業 省 又は 環境 省	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第四十四条第一項の許可、同法第四十六条第一項の更新又は同法第四十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八十七 経済 産業 省 又は 環境 省	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第四十四条第一項の許可、同法第四十六条第一項の更新又は同法第四十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九	八十八	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）による同法第二十一条第一項の許可、

八 経 産 業 省	号)による同法第二十一条第一項の許可、同法第四十二条の届出、同法第五十九条第一項の登録、同法第七十七条第一項の認可又は同法第八十四条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	経 産 業 省	同法第四十二条の届出、同法第五十九条第一項の登録、同法第七十七条第一項の認可又は同法第八十四条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八 十 九 経 産 業 省	石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）による同法第十三条の登録又は同法第十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八 十 九 経 産 業 省	石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）による同法第十三条の登録又は同法第十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 十 経 産 業 省	深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）による同法第四条第一項の許可、同法第十条第二項若しくは第三項若しくは第十五条の届出、同法第十八条第一項の認可又は同法第四十条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	九 十 経 産 業 省	深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）による同法第四条第一項の許可、同法第十条第二項若しくは第三項若しくは第十五条の届出、同法第十八条第一項の認可又は同法第四十条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 十 一 経 産 業 省	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）による同法第三十一条第三項の試験（経済産業大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	九 十 一 経 産 業 省	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）による同法第三十一条第三項の試験（経済産業大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 十 二 火 薬 類 取 締 法 第 三 十 一 条 の 三 第 一 項 に 規 定 す る 指 定 試 験 機 関	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	九 十 二 火 薬 類 取 締 法 第 三 十 一 条 の 三 第 一 項 に 規 定 す る 指 定 試 験 機 関	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 十 三 高 圧 ガ ス 保 安 協 会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十九条の二十八第一項第四号の四に規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十八条の四の二第一項の免状交付事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	九 十 三 高 圧 ガ ス 保 安 協 会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十九条の二十八第一項第四号の四に規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十八条の四の二第一項の免状交付事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 十 四 経 産 業 省	電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）による同法第四条の二第一項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの	九 十 四 経 産 業 省	電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）による同法第四条の二第一項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 十 五 経 産 業 省	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は	九 十 五 経 産 業 省	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であ

産業省	同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	省	つて総務省令で定めるもの
九十六 経済産業省又は環境省	特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）による同法第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	九十六 経済産業省又は環境省	特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）による同法第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十七 国土交通省	建設業法（昭和二十四年法律第百号）による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	九十七 国土交通省	建設業法（昭和二十四年法律第百号）による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十八 国土交通省又は建設業法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	九十八 国土交通省又は建設業法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十九 国土交通省又は建設業法第二十七条の九第一項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	九十九 国土交通省又は建設業法第二十七条の九第一項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	百 国土	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）による浄化槽設備士免状の交付に関する事

国土交通省	による浄化槽設備士免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	交通省	務であつて総務省令で定めるもの
百一国土交通省	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百一国土交通省	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二国土交通省又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四十九号）第三十六条第一項に規定する指定登録機関	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第三十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百二国土交通省又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四十九号）第三十六条第一項に規定する指定登録機関	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第三十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百三国土交通省	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第四十四条第一項若しくは第三項又は第五十九条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百三国土交通省	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第四十四条第一項若しくは第三項又は第五十九条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百四観光庁	旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）による旅行業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百四観光庁	旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）による旅行業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百五観光庁又は旅行業法第	旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百五観光庁又は旅行業法第二十	旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十 二の 第二 項に 規定 する 旅行 協会		二条 の二 項に 規定 する 旅行 協会	
百六 国土 交通 省	国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百六 国土 交通 省	国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百七 国土 交通 省	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）による同法第三条の不動産鑑定士試験の実施、同法第十五条若しくは第十八条の登録、同法第十九条第一項の届出又は同法第二十二条第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百七 国土 交通 省	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）による同法第三条の不動産鑑定士試験の実施、同法第十五条若しくは第十八条の登録、同法第十九条第一項の届出又は同法第二十二条第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百八 国土 交通 省	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）による同法第七十七条の五十八第一項若しくは第七十七条の六十の登録又は同法第七十七条の六十一の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百八 国土 交通 省	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）による同法第七十七条の五十八第一項若しくは第七十七条の六十の登録又は同法第七十七条の六十一の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百九 国土 交通 省	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による同法第四条第一項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請又は同法第十条の二第一項若しくは第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百九 国土 交通 省	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による同法第四条第一項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請又は同法第十条の二第一項若しくは第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十 建築 士法 第十 条の 四第 一項 に規 定す る中 央指 定登 録機 関	建築士法による同法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十 建築 士法 第十 条の 四第 一項 に規 定す る中 央指 定登 録機 関	建築士法による同法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十 一 建築 士法	建築士法による同法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十 一 建築 士法 第十	建築士法による同法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの

<p>第十条の二第一項に規定する都道府県指定登録機関</p>		<p>条の二第一項に規定する都道府県指定登録機関</p>	
<p>百十二 建築士法第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関</p>	<p>建築士法による同法第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>百十二 建築士法第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関</p>	<p>建築士法による同法第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>百十三 国土交通省</p>	<p>道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条の記入、同法第七十一条第四項の交付又は同法第九十七条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>百十三 国土交通省</p>	<p>道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条の記入、同法第七十一条第四項の交付又は同法第九十七条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>百十四 国土交通省</p>	<p>自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）による同法第七十二条第一項の損害のてん補に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>百十四 国土交通省</p>	<p>自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）による同法第七十二条第一項の損害のてん補に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>百十五 国土交通省</p>	<p>船舶法による同法第五条の二第一項の検認又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>百十五 国土交通省</p>	<p>船舶法による同法第五条の二第一項の検認又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>百十六 国土交通省又は小型船舶検査機</p>	<p>小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）による同法第六条第一項の新規登録、同法第九条第一項の変更登録又は同法第十条第一項の移転登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>百十六 国土交通省又は小型船舶検査機構</p>	<p>小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）による同法第六条第一項の新規登録、同法第九条第一項の変更登録又は同法第十条第一項の移転登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

構			
百十七 国土交通省	小型船舶の登録等に関する法律による同法第二十五条第一項の交付又は同条第五項の検認に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十七 国土交通省	小型船舶の登録等に関する法律による同法第二十五条第一項の交付又は同条第五項の検認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十八 国土交通省	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条の抹消登録、同法第二十二条の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明又は同法第三十五条第一項第一号の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十八 国土交通省	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条の抹消登録、同法第二十二条の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明又は同法第三十五条第一項第一号の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十九 気象庁	気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）による同法第十七条第一項の許可又は同法第二十四条の二十の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十九 気象庁	気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）による同法第十七条第一項の許可又は同法第二十四条の二十の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二十 独立行政法人環境再生保全機構	石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十二条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百二十 独立行政法人環境再生保全機構	石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十二条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二十一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第四十八条に規定する試験機関	国家公務員法による同法第四十二条の採用試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百二十一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第四十八条に規定する試験機関	国家公務員法による同法第四十二条の採用試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二十二 人事院若しくは国	国家公務員災害補償法（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）において準用する場合を含む。）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百二十二 人事院若しくは国家公	国家公務員災害補償法（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）において準用する場合を含む。）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

の
公務員
災害補償
法
(昭
和二
十六
年法
律第
百九
十一
号)
第三
条第
一項
に規
定す
る実
施機
関又
は防
衛省

務員
災害
補償
法
(昭
和二
十六
年法
律第
百九
十一
号)
第三
条第
一項
に規
定す
る実
施機
関又
は防
衛省

- 改正法・附則・題名- ～平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

附則（平成二一・七・一五法七七）抄

- 改正法・附則- ～平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十一条、第二十二條第一項、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの改正規定、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十四条第一項及び第二項、第三十九条並びに第四十七条第二号の改正規定、第五十三条の改正規定

(同条第一項の改正規定(「第二十四条の二第一項若しくは第二項又は」を削る部分に限る。)を除く。)並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条まで及び第十三条から第二十条までの規定〔中略〕出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。)の施行の日

二 附則第三条及び第二十三条の規定 この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日のいずれか遅い日〔平成二十一年七月一五日〕

- 改正法・附則- ～ 平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(適用区分等)
第二条 この法律による改正後の住民基本台帳法（以下「新法」という。）第二十四条の二及び第三十条の四十四第五項から第十一項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第三項の規定により同条第一項に規定する住民基本台帳カード（以下この項において「住基カード」という。）の交付を受ける者及びこの法律の施行の際現に条例利用住基カード（この法律による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第八項の規定による利用が行われている住基カードをいう。以下この項において同じ。）以外の住基カードの交付を受けている者について適用し、この法律の施行の際現に条例利用住基カードの交付を受けている者については、なお従前の例による。
2 新法第二十二条及び第三十条の四十六の規定は、新法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）が前条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）以後に新法第二十二条第一項に規定する転入をした場合について適用する。
3 新法第三十条の四十七の規定は、外国人住民が第一号施行日以後に新法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等になった場合について適用する。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(外国人住民に係る住民票に関する経過措置)
第三条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、附則第一条第二号に定める日から第一号施行日の前日までの範囲内において政令で定める日（以下この条において「基準日」という。）現在において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者につき、基準日後速やかに、個人を単位として、新法第七条第一号から第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十一号の二まで及び第十四号に掲げる事項、国籍等（新法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した仮住民票を作成しなければならない。
一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の外国人登録原票（外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条第一項に規定する外国人登録原票をいう。以下この条において同じ。）に登録されていること。

- 二 第一号施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。
- 2 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当することとなった者につき、同項に規定する仮住民票（以下「仮住民票」という。）を作成することができる。
 - 3 仮住民票の記載は、外国人登録原票、新法第七条第十号から第十一号の二までに規定する国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする。
 - 4 法務大臣は、市町村長から仮住民票の作成に関し求めがあったときは、新法第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は新法第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に関する情報を提供するものとする。
 - 5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成したときは、その作成の対象とされた者に対し、直ちに、その者に係る仮住民票の記載事項を通知しなければならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、仮住民票の記載、消除又は記載の修正その他の仮住民票に関し必要な事項は、政令で定める。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

- 第四条 前条の規定により作成した仮住民票は、第一号施行日において、住民票になるものとする。
- 2 市町村長は、前項の住民票に係る外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者の住民票について、同項の住民票が作成されたことに伴い新法第七条第四号に掲げる事項に変更が生じたときは、第一号施行日において記載の修正をしなければならない。
 - 3 新法第六条第二項の規定により世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民及び日本の国籍を有する者が属する世帯については、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一号施行日以後世帯を単位とする住民票に外国人住民の記載をするために必要な期間に限り、個人を単位とする第一項の住民票と世帯を単位とする日本の国籍を有する者に係る住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成することをもって、世帯を単位とする住民票の作成に代えることができる。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に外国人住民である者（第一号施行日の前日

までに第一号施行日における住所地の市町村長から附則第三条第五項の規定による通知を受けた者であつて総務省令で定めるものを除く。)は、第一号施行日から十四日以内に、新法第二十二條第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等並びに新法第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、新法第三十條の四十六後段の規定を準用する。

2 前項の規定による届出は、新法第四章の三の規定による届出とみなして、新法第八条、第二十六條、第二十七條第一項及び第二項並びに第二十八條から第二十九條の二までの規定を適用する。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

第六條 附則第四條第一項の住民票又は前條の規定の適用を受ける外国人住民に係る住民票については、新法第三十條の四十五の規定にかかわらず、外国人住民となった年月日（同條に規定する外国人住民となった年月日をいう。）に代えて、第一号施行日を記載するものとする。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

第七條 入管法等改正法附則第十五條第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九條の三に規定する在留カードをいう。以下この條において同じ。）とみなされている外国人登録証明書（入管法等改正法第四條の規定による廃止前の外国人登録法に規定する外国人登録証明書をいう。以下この條において同じ。）又は入管法等改正法附則第二十八條第一項の規定により特別永住者証明書（日本国との平和條約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この條において同じ。）とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、新法第四章の三及び第六章の規定並びに附則第五條第一項後段において準用する新法第三十條の四十六後段の規定を適用する。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

第八條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市に対する附則第三條から第五條までの規定の適用

については、区を市と、区長を市長とみなす。

- 改正法・附則- ～平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(外国人住民についての本人確認情報の利用等に関する規定の適用の特例)
第九条 外国人住民については、第一号施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までは、新法第十二条の四、第二十四条の二、第四章の二及び第三十条の四十五（新法第七条第十三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

- 改正法・附則- ～平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(過料)
第十条 附則第五条第一項の規定による届出に関し虚偽の届出（同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条から第二十九条の二までの規定による付記を含む。）をした者は、その行為について刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。
2 正当な理由がなく、附則第五条第一項の規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。
3 前二項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

- 改正法・附則- ～平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(過料に関する経過措置)
第十一条 この法律の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

- 改正法・附則- ～平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(政令への委任)
第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

- 改正法・附則- ～平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(附則第五条第一項の届出に係る国民健康保険法の届出の特例)
第十四条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の規定による付記とみなして、前

条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第十二項の規定を適用する。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)
第十六条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十九条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二条第三項の規定を適用する。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(附則第五条第一項の届出に係る高齢者の医療の確保に関する法律の届出の特例)
第十八条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の二の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の二の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第十項の規定を適用する。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(附則第五条第一項の届出に係る介護保険法の届出の特例)
第二十条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の三の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の三の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の介護保険法第十二条第五項の規定を適用する。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 7月15日 法律 第77号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(検討)
第二十三条 政府は、現に本邦に在留する外国人であつて出入国管理及び難民認定法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものその他の現に本邦に在留する外国人であつて同法又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法等改正法附則第六十条第一項の趣旨を踏

まえ、第一号施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

住民基本台帳法施行令

昭和42年 9月11日 政令 第292号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

平成22年12月27日 政令 第253号

改正前

改正後

- 目次 -

施行日：平成24年 7月14日までに

目次
第一章 総則（第一条）
第二章 住民基本台帳（第二条-第十七条）
第三章 戸籍の附票（第十八条-第二十一条）
第四章 届出（第二十二条-第三十条）
第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等（ 第三十条の二-第三十条の二十五 ）
◆追加◆
第五章 雑則（第三十一条-第三十五条）
附則

目次
第一章 総則（第一条）
第二章 住民基本台帳（第二条-第十七条）
第三章 戸籍の附票（第十八条-第二十一条）
第四章 届出（第二十二条-第三十条）
第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等（ 第三十条の二-第三十条の二十四 ）
第四章の三 外国人住民に関する特例（ 第三十条の二十五-第三十条の二十八 ）
第五章 雑則（第三十一条-第三十五条）
附則

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

第一章 総則
(定義)
第一条 この政令において、「国民健康保険の被保険者」、「後期高齢者医療の被保険者」、「介護保険の被保険者」、「国民年金の被保険者」、「児童手当の支給を受けている者」、「住民票コード」、「転入」、「転居」**又は「転出」**とは、それぞれ住民基本台帳法（以下「法」という。）第七条第十号から第十一号の二まで若しくは第十三号、法第二十二条第一項、法第二十三条 **又は法第二十四条**に規定する国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者、児童手当の支給を受けている者、住民票コード、転入、転居 **又は転出**をいう。

第一章 総則
(定義)
第一条 この政令において、「国民健康保険の被保険者」、「後期高齢者医療の被保険者」、「介護保険の被保険者」、「国民年金の被保険者」、「児童手当の支給を受けている者」、「住民票コード」、「転入」、「転居」、「**転出**」、「**外国人住民**」、「**中長期在留者**」、「**特別永住者**」、「**一時庇（ひ）護許可者**」、「**仮滞在許可者**」、「**出生による経過滞在者**」**又は「国籍喪失による経過滞在者**」とは、それぞれ住民基本台帳法（以下「法」という。）第七条第十号から第十一号の二まで若しくは第十三号、法第二十二条第一項、法第二十三条、**法第二十四条又は法第三十条の四十五**に規定する国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者、児童手当の支給を受けている者、住民票コード、転入、転居、**転出**、**外国人住民**、**中長期在留者**、**特別永住者**、**一時庇（ひ）護許可者**、**仮滞在許可者**、**出生による経過滞在者**又は

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(届出に基づく住民票の記載等)
第十一条 市町村長は、法 ◆追加◆の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、第七条から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）を **行なわなければならない。**

(届出に基づく住民票の記載等)
第十一条 市町村長は、法 **第四章又は法第四章の三**の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、第七条から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）を **行わなければならない。**

- 本則 -

施行日：平成22年12月27日

(職権による住民票の記載等)
第十二条 市町村長は、法の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等を行しなければならない。
2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等を行しなければならない。
一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項の規定による通知を受けたとき。
二 法第十条の規定による通知を受けたとき。
三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき（**同条第十項**の規定により届出があつたものとみなされるものを除く。）その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。
三の二 後期高齢者医療の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。
三の三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第一項本文の規定による届出を受理したとき（同条第五項の規定により届出があつたものとみなされるものを除く。）その他介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた事実を確認したとき。
四 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は同法第百五条第四項の規定による届出を受理したとき（同法第十二条第三項の規定により届出があつたものとみなされるものを除く。）、国民年金の被保険者の資格に関する処分があつたときその他国民年金の被保険者となり、若しくは国民年金の被保険者でなくなつた事実又は国民年金の被保険者の種別の

(職権による住民票の記載等)
第十二条 市町村長は、法の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等を行なければならない。
2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等を行ならない。
一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項の規定による通知を受けたとき。
二 法第十条の規定による通知を受けたとき。
三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき（**同条第十四項**の規定により届出があつたものとみなされるものを除く。）その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。
三の二 後期高齢者医療の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。
三の三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第一項本文の規定による届出を受理したとき（同条第五項の規定により届出があつたものとみなされるものを除く。）その他介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた事実を確認したとき。
四 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は同法第百五条第四項の規定による届出を受理したとき（同法第十二条第三項の規定により届出があつたものとみなされるものを除く。）、国民年金の被保険者の資格に関する処分があつたときその他国民年金の被保険者となり、若しくは国民年金の被保険者でなくなつた事実又は国民年金の被保険者の種別の

変更に関する事実を確認したとき。

五 児童手当法第七条の規定による認定をしたとき、又は児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。

六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しくは決定その他の決定又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき。

イ 法第三十一条の四の規定による審査請求についての裁決若しくは異議申立てについての決定又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ロ 法第三十三条第二項の規定による住民の住所の認定に関する決定又は同条第四項の規定による訴訟の確定判決

ハ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第二項の規定による異議の申出についての決定又は同法第二十五条の規定による訴訟の確定判決

ニ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条に規定する不服申立てについての決定又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ホ 国民健康保険法第九十一条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ヘ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二百二十八条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ト 介護保険法第八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

チ 国民年金法第一条第一項の規定による審査請求についての決定若しくは再審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

七 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。

3 市町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記（住民票コードに係る誤記を除く。）若しくは記載漏れ（住民票コードに係る記載漏れを除く。）があることを知つたときは、当該事実を確認して、職権で、住民票の記載等をしなければならない。

4 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その旨を当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

変更に関する事実を確認したとき。

五 児童手当法第七条の規定による認定をしたとき、又は児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。

六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しくは決定その他の決定又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき。

イ 法第三十一条の四の規定による審査請求についての裁決若しくは異議申立てについての決定又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ロ 法第三十三条第二項の規定による住民の住所の認定に関する決定又は同条第四項の規定による訴訟の確定判決

ハ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第二項の規定による異議の申出についての決定又は同法第二十五条の規定による訴訟の確定判決

ニ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条に規定する不服申立てについての決定又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ホ 国民健康保険法第九十一条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ヘ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二百二十八条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ト 介護保険法第八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

チ 国民年金法第一条第一項の規定による審査請求についての決定若しくは再審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

七 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。

3 市町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記（住民票コードに係る誤記を除く。）若しくは記載漏れ（住民票コードに係る記載漏れを除く。）があることを知つたときは、当該事実を確認して、職権で、住民票の記載等をしなければならない。

4 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その旨を当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

施行日：平成24年 7月14日までに

(職権による住民票の記載等)

第十二条 市町村長は、法 ◆追加◆の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項の規定による通知を受けたとき。

二 法第十条の規定による通知を受けたとき。

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき（同条第十四項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。

三の二 後期高齢者医療の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。

三の三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第一項本文の規定による届出を受理したとき（同条第五項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた事実を確認したとき。

四 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は同法第百五条第四項の規定による届出を受理したとき（同法第十二条第三項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）、国民年金の被保険者の資格に関する処分があつたときその他国民年金の被保険者となり、若しくは国民年金の被保険者でなくなつた事実又は国民年金の被保険者の種別の変更に関する事実を確認したとき。

五 児童手当法第七条の規定による認定をしたとき、又は児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。

六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しくは決定その他の決定又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき。

イ 法第三十一条の四の規定による審査請求についての裁決若しくは異議申立てについての決定又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ロ 法第三十三条第二項の規定による住民の住所の認定に関する決定又は同条第四項の規

(職権による住民票の記載等)

第十二条 市町村長は、法 第四章又は法第四章の三の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項の規定による通知を受けたとき。

二 法第十条の規定による通知を受けたとき。

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき（同条第十四項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。

三の二 後期高齢者医療の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。

三の三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第一項本文の規定による届出を受理したとき（同条第五項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた事実を確認したとき。

四 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は同法第百五条第四項の規定による届出を受理したとき（同法第十二条第三項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）、国民年金の被保険者の資格に関する処分があつたときその他国民年金の被保険者となり、若しくは国民年金の被保険者でなくなつた事実又は国民年金の被保険者の種別の変更に関する事実を確認したとき。

五 児童手当法第七条の規定による認定をしたとき、又は児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。

六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しくは決定その他の決定又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき。

イ 法第三十一条の四の規定による審査請求についての裁決若しくは異議申立てについての決定又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ロ 法第三十三条第二項の規定による住民の住所の認定に関する決定又は同条第四項の規

定による訴訟の確定判決

ハ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第二項の規定による異議の申出についての決定又は同法第二十五条の規定による訴訟の確定判決

ニ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条に規定する不服申立てについての決定又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ホ 国民健康保険法第九十一条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ヘ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二百二十八条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ト 介護保険法第八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

チ 国民年金法第一条第一項の規定による審査請求についての決定若しくは再審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

七 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。

3 市町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記（住民票コードに係る誤記を除く。）若しくは記載漏れ（住民票コードに係る記載漏れを除く。）があることを知つたときは、当該事実を確認して、職権で、住民票の記載等をしなければならない。

4 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その旨を当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

定による訴訟の確定判決

ハ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第二項の規定による異議の申出についての決定又は同法第二十五条の規定による訴訟の確定判決

ニ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条に規定する不服申立てについての決定又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ホ 国民健康保険法第九十一条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ヘ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二百二十八条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ト 介護保険法第八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

チ 国民年金法第一条第一項の規定による審査請求についての決定若しくは再審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

七 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。

3 市町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記（住民票コードに係る誤記を除く。）若しくは記載漏れ（住民票コードに係る記載漏れを除く。）があることを知つたときは、当該事実を確認して、職権で、住民票の記載等をしなければならない。

4 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その旨を当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

（住民票を消除する場合の手続）

第十三条 市町村長は、住民票を消除する場合には、その事由（転出の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第二十四条の規定による届出 ◆追加◆に基づき住民票を消除する場合にあつては、転出の予定年月日）をその住民票に記載しなければならない。

2 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る消除された住民票に転

（住民票を消除する場合の手続）

第十三条 市町村長は、住民票を消除する場合には、その事由（転出の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第二十四条の規定による届出（以下「転出届」という。）に基づき住民票を消除する場合にあつては、転出の予定年月日）をその住民票に記載しなければならない。

2 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る消除された住民票に転

出をした旨を記載するとともに、前項の規定により記載された転出先の住所が当該通知に係る書面に記載された住所と異なるときは、当該記載された転出先の住所を訂正しなければならない。

3 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

出をした旨を記載するとともに、前項の規定により記載された転出先の住所が当該通知に係る書面に記載された住所と異なるときは、当該記載された転出先の住所を訂正しなければならない。

3 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

- 本則 -

施行日：平成22年12月27日

(法第十二条の四第二項及び第三項に規定する住民票の写しの交付の際の通知事項)

第十五条の三 法第十二条の四第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十二条の四第一項の請求があつた旨
- 二 法第十二条の四第一項の請求をした者（次号において「請求者」という。）の氏名及びその者に係る住民票に記載された住民票コード
- 三 請求者及び請求者と同一の世帯に属する者のうち、法第十二条の四第一項の請求に係る住民票の写しに記載する者

四 法第七条第四号又は第十三号に掲げる事項の記載の請求の有無

2 法第十二条の四第三項に規定する政令で定める事項は、住民票に記載されている法第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項（同条第四号又は第十三号に掲げる事項の記載の請求があつた場合にあつては、**住民票に記載されている同条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで及び第十三号に掲げる事項**）とする。

(法第十二条の四第二項及び第三項に規定する住民票の写しの交付の際の通知事項)

第十五条の三 法第十二条の四第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十二条の四第一項の請求があつた旨
- 二 法第十二条の四第一項の請求をした者（次号において「請求者」という。）の氏名及びその者に係る住民票に記載された住民票コード
- 三 請求者及び請求者と同一の世帯に属する者のうち、法第十二条の四第一項の請求に係る住民票の写しに記載する者

四 法第七条第四号又は第十三号に掲げる事項の記載の請求の有無

2 法第十二条の四第三項に規定する政令で定める事項は、住民票に記載されている法第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項（同条第四号又は第十三号に掲げる事項の記載の請求があつた場合にあつては、**当該請求があつた事項を含む。**）とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(転出証明書の交付等)

第二十四条 市町村長は、**法第二十四条の規定による届出があつたとき（付記転出届（法第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をいう。第二十四条の三、第三十条の二十一及び第三十条の二十三において同じ。）若しくは世帯員に関する付記転出届（法第二十四条の二第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をいう。第二十四条の三において同じ。）があつたとき又は国外に転出するときを除く。）**は、転出証明書を交付しなければならない。

2 転出証明書の交付を受けた者は、転出証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その再交付を受けることができる。

(転出証明書の交付等)

第二十四条 市町村長は、**転出届があつたとき（法第二十四条の二第一項本文若しくは同条第二項本文の規定の適用を受けるとき又は国外に転出するときを除く。）**は、転出証明書を交付しなければならない。

2 転出証明書の交付を受けた者は、転出証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その再交付を受けることができる。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

(付記転出届等に係る付記事項)
第二十四条の二 法第二十四条の二第一項及び第二項に規定する政令で定める事項は、これらの規定に基づき法第二十二条第二項の規定が適用されない同条第一項の規定による届出をする旨とする。

◆削除◆

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

(最初の転入届等において特例の適用を受けることができない場合)
第二十四条の三 法第二十四条の二第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 付記転出届をした者が、当該付記転出届がされてから法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届 ◆追加◆がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合
二 付記転出届をした者が、当該付記転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合
◆追加◆
2 法第二十四条の二第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 世帯員に関する付記転出届をした者が、当該世帯員に関する付記転出届がされてから法第二十四条の二第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届 ◆追加◆がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合
二 世帯員に関する付記転出届をした者が属する世帯の世帯主が、当該世帯員に関する付記転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、法第二十四条の二第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届をする場合
◆追加◆

(最初の転入届等において特例の適用を受けることができない場合)
第二十四条の二 法第二十四条の二第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 転出届をした者が、当該転出届がされてから ◆削除◆最初の転入届 (法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をいう。以下この項並びに第三十条の二十第二号及び第三号において同じ。) がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合
二 転出届をした者が、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、 ◆削除◆最初の転入届をする場合
三 最初の転入届の際に、法第三十条の四十四第五項の規定による住民基本台帳カード(同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。)の提出がされなかつた場合
2 法第二十四条の二第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 転出届をした世帯員(法第二十四条の二第二項に規定する世帯員をいう。以下この項において同じ。)が、当該転出届がされてから ◆削除◆最初の世帯員に関する転入届(同条第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届をいう。以下この項において同じ。)がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合
二 転出届をした世帯員が属する世帯の世帯主が、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、 ◆削除◆最初の世帯員に関する転入届をする場合
三 最初の世帯員に関する転入届の際に、法第三十条の四十四第五項の規定による転出届をした世帯員が属する世帯の世帯主の住民基本台帳カードの提出がされなかつた場合

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項)
第二十四条の四 法第二十四条の二第四項に規定する政令で定める事項は、法第七条第一号から第五号まで及び第十三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。
 一 転出前の住所
 二 転出先及び転出の予定年月日
 三 国民健康保険の被保険者である者については、その旨
 三の二 後期高齢者医療の被保険者である者については、その旨
 四 介護保険の被保険者である者については、その旨その他総務省令で定める事項
 五 国民年金の被保険者である者については、国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号
 六 児童手当の支給を受けている者については、その旨
◆追加◆

(転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項)
第二十四条の三 法第二十四条の二第四項に規定する政令で定める事項は、法第七条第一号から第五号まで及び第十三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。
 一 転出前の住所
 二 転出先及び転出の予定年月日
 三 国民健康保険の被保険者である者については、その旨
 三の二 後期高齢者医療の被保険者である者については、その旨
 四 介護保険の被保険者である者については、その旨その他総務省令で定める事項
 五 国民年金の被保険者である者については、国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号
 六 児童手当の支給を受けている者については、その旨
七 住民基本台帳カードの交付を受けている者については、当該住民基本台帳カードの発行の日、有効期間が満了する日その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項として総務省令で定めるもの

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(届出の方式)
第二十六条 法 ◆追加◆の規定による届出は、現に届出の任に当たっている者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たっている者が署名し、又は記名押印した書面でなければならない。

(届出の方式)
第二十六条 法 第四章又は法第四章の三の規定による届出は、現に届出の任に当たっている者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たっている者が署名し、又は記名押印した書面でなければならない。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(国民健康保険の被保険者である者に係る付記事項)
第二十七条 法第二十八条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。
 一 法第二十二条の規定による届出 **◆追加◆** 次に掲げる事項
 イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した旨
 ロ 職業
 ハ その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証（国民健康保険法第九条第二項の **被保険者証をいう。この条及び第三十条において同じ。**）が交付されているときは、この記号及び番号、その

(国民健康保険の被保険者である者に係る付記事項)
第二十七条 法第二十八条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。
 一 法第二十二条の規定による届出 **(以下「転入届」という。)**並びに**法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出(第三号に掲げる届出を除く。)** 次に掲げる事項
 イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した旨
 ロ 職業
 ハ その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証（国民健康保険法第九条第二項の **被保険者証をいう。以下**

世帯主に国民健康保険の被保険者資格証明書（同法第九条第六項の被保険者資格証明書をいう。この条及び第三十条において同じ。）が交付されているときは、その旨 ◆追加◆

- 二 法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出 ◆追加◆ その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証 ◆追加◆ が交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その旨 ◆追加◆ ◆追加◆

この条及び第三十条において同じ。）又は国民健康保険の被保険者資格証明書（同法第九条第六項の被保険者資格証明書をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）のいずれかが交付されているときは、この記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されているときは、その旨 並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

- 二 法第二十三条の規定による届出（以下「転居届」という。）、転出届及び法第二十五条の規定による届出（次条第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届」という。）その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨 並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号
- 三 法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等（法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等をいう。次条から第二十八条までにおいて同じ。）となる前から引き続き国民健康保険の被保険者の資格を有する場合に限る。）次に掲げる事項
- イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日
- ロ その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

（後期高齢者医療の被保険者である者に係る付記事項）
第二十七条の二 法第二十八条の二に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 法第二十二条の規定による届出（一の都道府県の区域内において住所を変更することに係るものを除く。） ◆追加◆ 次に掲げる事項

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した旨

ロ その者が属することとなつた世帯に既に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者証（高齢者の医療

（後期高齢者医療の被保険者である者に係る付記事項）
第二十七条の二 法第二十八条の二に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届（一の都道府県の区域内において住所を変更することに係るものを除く。） 並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出（第三号に掲げる届出を除く。） 次に掲げる事項

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した旨

ロ その者が属することとなつた世帯に既に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得して

の確保に関する法律第五十四条第三項の被保険者証をいう。次号及び第三十条において同じ。)が交付されているときは、その番号、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書(同法第五十四条第七項の被保険者資格証明書をいう。次号及び第三十条において同じ。)が交付されているときは、その旨

二 法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出 その者に後期高齢者医療の被保険者証が交付されている場合には、その番号、その者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その旨

◆追加◆

いる者がある場合には、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者証(高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の被保険者証をいう。以下この条及び第三十条において同じ。)が交付されているときは、その番号、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書(同法第五十四条第七項の被保険者資格証明書をいう。以下この条及び第三十条において同じ。)が交付されているときは、その記号及び番号

二 転居届、転出届及び世帯変更届 その者に後期高齢者医療の被保険者証が交付されている場合には、その番号、その者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その記号及び番号

三 法第三十条の四十七の規定による届出(当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き後期高齢者医療の被保険者の資格を有する場合に限る。)次に掲げる事項

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した年月日

ロ その者に後期高齢者医療の被保険者証が交付されている場合には、その番号、その者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その記号及び番号

- 本則 -

施行日：平成24年7月14日までに

(介護保険の被保険者である者に係る附記事項)
第二十七条の三 法第二十八条の三に規定する政令で定める事項は、法第二十二条の規定による届出については、介護保険の被保険者の資格を有する旨とし、法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出については、介護保険の被保険者証(介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。第三十条において同じ。)の番号とする。

(介護保険の被保険者である者に係る付記事項)
第二十七条の三 法第二十八条の三に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出(第三号に掲げる届出を除く。) 介護保険の被保険者の資格を有する旨

二 転居届、転出届及び世帯変更届 介護保険の被保険者証(介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。次号及び第三十条において同じ。)の番号

三 法第三十条の四十七の規定による届出(当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き介護保険の被保険者の資格を有する場合に限る。)次に掲げる事項

イ 介護保険の被保険者となつた年月日

ロ 介護保険の被保険者証の番号

[編注] 本条は平二二・一二・二七政二五三で改正されたが、第一号に係る部分(法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出に係る部分に限る。)及び第三号に係る部分は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日から施行。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(国民年金の被保険者である者に係る届出の付記事項)

第二十八条 法第二十九条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 法第二十二條の規定による届出 次に掲げる事項

イ 前住所地から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二條第一項第七号に規定する者 ◆追加◆である場合には、基礎年金番号

ロ 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二條第一項第七号に規定する者 ◆追加◆である場合には、基礎年金番号

ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

二 法第二十三條又は法第二十四條の規定による届出 国民年金の被保険者である旨

◆追加◆

(国民年金の被保険者である者に係る届出の付記事項)

第二十八条 法第二十九条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届及び法第三十條の四十六の規定による届出 次に掲げる事項

イ 前住所地から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二條第一項第七号に規定する者 又は第三十條の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号

ロ 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二條第一項第七号に規定する者 又は第三十條の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号

ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

二 転居届及び転出届 国民年金の被保険者である旨

三 法第三十條の四十七の規定による届出 次に掲げる事項

イ 中長期在留者等となる前から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

ロ 中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

ハ 中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の付記事項)

第二十九条 法第二十九条の二に規定する政令で定める事項は、法第二十三條又は法第二十四條の

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の付記事項)

第二十九条 法第二十九条の二に規定する政令で定める事項は、転居届及び転出届について、児童

規定による届出について、児童手当の支給を受けている者である旨とする。

手当の支給を受けている者である旨とする。

- 本則 -

施行日：平成22年12月27日

(付記がされた書面で届出をする場合の特例)
第三十条 法第二十八条から **第二十九条の二**までの規定による付記がされた書面で届出をすべき者は、その者に係る国民健康保険の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、後期高齢者医療の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、介護保険の被保険者証又は国民年金手帳（国民年金法第十三条の国民年金手帳をいう。）の交付を受けているときは、これらを添えて、その届出をしなければならない。

(付記がされた書面で届出をする場合の特例)
第三十条 法第二十八条から **第二十九条**までの規定による付記がされた書面で届出をすべき者は、その者に係る国民健康保険の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、後期高齢者医療の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、介護保険の被保険者証又は国民年金手帳（国民年金法第十三条の国民年金手帳をいう。）の交付を受けているときは、これらを添えて、その届出をしなければならない。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(住民票コードの記載の変更請求書の提出方法)
第三十条の三 法第三十条の三第一項の規定により住民票コードの記載の変更の請求をしようとする者は、同条第二項に規定する変更請求書を提出する際に、**法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード**（以下「**住民基本台帳カード**」という。）又は総務省令で定める書類を提示しなければならない。

(住民票コードの記載の変更請求書の提出方法)
第三十条の三 法第三十条の三第一項の規定により住民票コードの記載の変更の請求をしようとする者は、同条第二項に規定する変更請求書を提出する際に、**◆削除◆住民基本台帳カード◆削除◆**又は総務省令で定める書類を提示しなければならない。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)
第三十条の五 法第三十条の五第一項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一 住民票の記載を行つた場合 住民票の記載を行つた旨並びに転入その他の総務省令で定める記載の事由及びその事由が生じた年月日
二 住民票の消除を行つた場合 住民票の消除を行つた旨並びに転出その他の総務省令で定める消除の事由及びその事由が生じた年月日（**法第二十四条の規定による届出**に基づき住民票の消除を行つた場合にあつては、転出の予定年月日）
三 法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を行つた旨並びに転居その他の総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日
四 法第七条第十三号に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)
第三十条の五 法第三十条の五第一項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一 住民票の記載を行つた場合 住民票の記載を行つた旨並びに転入その他の総務省令で定める記載の事由及びその事由が生じた年月日
二 住民票の消除を行つた場合 住民票の消除を行つた旨並びに転出その他の総務省令で定める消除の事由及びその事由が生じた年月日（**転出届**に基づき住民票の消除を行つた場合にあつては、転出の予定年月日）
三 法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を行つた旨並びに転居その他の総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日
四 法第七条第十三号に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を行つた旨、総務省令で定める記載の修正の事

<p>行つた旨、総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日並びに当該住民票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該住民票に住民票コードが記載されていなかった場合にあつては、その旨）</p>	<p>由及びその事由が生じた年月日並びに当該住民票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該住民票に住民票コードが記載されていなかった場合にあつては、その旨）</p>
--	--

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

<p>(住民基本台帳カードの 記録事項) 第三十条の十二 法第三十条の四十四第一項に規定する政令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者（次条及び第三十条の十五において「交付申請者」という。）がその者に係る住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所が 記録された住民基本台帳カードの交付を求める場合においては、住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所とする。</p>	<p>(住民基本台帳カードの 記載事項) 第三十条の十二 法第三十条の四十四第一項に規定する政令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者（次条及び第三十条の十五において「交付申請者」という。）がその者に係る住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所が 記載された住民基本台帳カードの交付を求める場合においては、住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所とする。</p>
--	--

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

<p>(住民基本台帳カードの交付) 第三十条の十五 市町村長は、交付申請者又はその法定代理人に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、住民基本台帳カードを交付するものとする。この場合において、当該交付申請者又はその法定代理人は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。 2 市町村長は、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該交付申請者が本人であることが明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、当該住民基本台帳カードを交付することができる。この場合において、当該交付申請者の指定した者は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。</p>	<p>(住民基本台帳カードの交付) 第三十条の十五 法第三十条の四十四第一項に規定する住所地市町村長（以下この章において「住所地市町村長」という。）は、交付申請者又はその法定代理人に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、住民基本台帳カードを交付するものとする。この場合において、当該交付申請者又はその法定代理人は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。 2 住所地市町村長は、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該交付申請者が本人であることが明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、当該住民基本台帳カードを交付することができる。この場合において、当該交付申請者の指定した者は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。</p>
---	---

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

<p>(住民基本台帳カードの記録事項の変更届出) 第三十条の十七 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードに記載されている事項（住民票コードを除く。）に変更を生じたときは、当該住民基本台帳カードを添えて、当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に届け出なければならない。ただし、転出をしたときは、この限りでない。</p>	<p>◆削除◆</p>
--	-------------

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの再交付の申請等)
第三十条の十八 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合その他総務省令で定める場合には、**当該住民基本台帳カードを交付した市町村長**（以下「**交付市町村長**」という。）に対し、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した再交付申請書を提出して、住民基本台帳カードの再交付を求めることができる。
2 前項の規定により住民基本台帳カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている住民基本台帳カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該住民基本台帳カードを返納の上、再交付を求めなければならない。
3 再交付された住民基本台帳カードについて **第三十条の十六**の規定を適用する場合には、同条中「住民基本台帳カード」とあるのは、「再交付された住民基本台帳カード」とする。

(住民基本台帳カードの再交付の申請等)
第三十条の十七 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合その他総務省令で定める場合には、**住所地市町村長**に対し、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した再交付申請書を提出して、住民基本台帳カードの再交付を求めることができる。
2 前項の規定により住民基本台帳カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている住民基本台帳カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該住民基本台帳カードを返納の上、再交付を求めなければならない。
3 再交付された住民基本台帳カードについて **前条**の規定を適用する場合には、同条中「住民基本台帳カード」とあるのは、「再交付された住民基本台帳カード」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付の申請)
第三十条の十九 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードの有効期間の満了する日までの期間が三月未満となった場合その他総務省令で定める場合には、**第三十条の十四**の規定にかかわらず、**交付市町村長**に対し、当該住民基本台帳カードの有効期間内においても当該住民基本台帳カードを提示して、新たな住民基本台帳カードの交付を求めることができる。
2 **交付市町村長**は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、その者が現に有する住民基本台帳カードと引換えに新たな住民基本台帳カードを交付しなければならない。

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付の申請)
第三十条の十八 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードの有効期間の満了する日までの期間が三月未満となった場合その他総務省令で定める場合には、**第三十条の十四**の規定にかかわらず、**住所地市町村長**に対し、当該住民基本台帳カードの有効期間内においても当該住民基本台帳カードを提示して、新たな住民基本台帳カードの交付を求めることができる。
2 **住所地市町村長**は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、その者が現に有する住民基本台帳カードと引換えに新たな住民基本台帳カードを交付しなければならない。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(紛失した住民基本台帳カードを発見した場合の届出)
第三十条の二十 法 **第三十条の四十四第五項**の規定による届出をした者は、紛失した住民基本台帳カードを発見したときは、**第三十条の二十三第一項第二号**に掲げる場合を除き、遅滞なく、その旨を **交付市町村長**に届け出なければならない。

(紛失した住民基本台帳カードを発見した場合の届出)
第三十条の十九 法 **第三十条の四十四第八項**の規定による届出をした者は、紛失した住民基本台帳カードを発見したときは、**第三十条の二十一第一項第二号**に掲げる場合を除き、遅滞なく、その旨を **住所地市町村長**に届け出なければならない。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの失効)

(住民基本台帳カードが失効する場合)

第三十条の二十一 住民基本台帳カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一 住民基本台帳カードの交付を受けている者が**◆追加◆**転出をしたとき（付記転出届をしたときを除く。）。

二 住民基本台帳カードの交付を受けている者が付記転出届をした場合において**◆追加◆**、当該付記転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過し、又は転入をした日から十四日を経過したとき。

◆追加◆

三 住民基本台帳カードの交付を受けている者が死亡したとき。

四 住民基本台帳カードの交付を受けている者が法の適用を受けない者となつたとき。

五 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票が消除されたとき（転出をし、又は前二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたときを除く。）。

六 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。

七 住民基本台帳カードの有効期間が満了したとき。

八 **第三十条の十八第一項**に規定する場合に該当することとなつた住民基本台帳カードにあつては、同項の規定により住民基本台帳カードの再交付の求めがあつたとき。

九 返納された住民基本台帳カードにあつては、当該住民基本台帳カードが返納されたとき。

十 **次条第一項**の規定により返納を命ぜられた住民基本台帳カードにあつては、同条第二項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずる旨を通知し、又は公示したとき。

第三十条の二十 法第三十条の四十四第九項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 住民基本台帳カードの交付を受けている者が**国外に転出をしたとき ◆削除◆**。

二 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、当該者が最初の転入届を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過し、又は転入をした日から十四日を経過したとき。

三 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、当該者が当該転出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に当該住民基本台帳カードの提出を行うことなく、最初の転入届をした日から九十日を経過し、又は当該者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。

四 住民基本台帳カードの交付を受けている者が死亡したとき。

五 住民基本台帳カードの交付を受けている者が法の適用を受けない者となつたとき。

六 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票が消除されたとき（転出届（国外への転出に係るものを除く。）に基づき当該住民票が消除されたとき又は第一号若しくは前二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたときを除く。）。

七 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。

◆削除◆

八 **第三十条の十七第一項**に規定する場合に該当することとなつた住民基本台帳カードにあつては、同項の規定により住民基本台帳カードの再交付の求めがあつたとき。

九 **次条第四項の規定により返納された住民基本台帳カード**にあつては、当該住民基本台帳カードが返納されたとき。

十 **第三十条の二十二第一項**の規定により返納を命ぜられた住民基本台帳カードにあつては、同条第二項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずる旨を通知し、又は公示したとき。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの返納)

第三十条の二十三 法第三十条の四十四第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 **第三十条の二十一第一号、第二号又は第四号から第七号までの規定のいずれかに**該当したとき。

二 住民基本台帳カードの再交付を受けた場合において、紛失した住民基本台帳カードを発見したとき。

(住民基本台帳カードの返納)

第三十条の二十一 法第三十条の四十四第十項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 **前条第三号又は第七号**に該当したとき。

二 住民基本台帳カードの再交付を受けた場合において、紛失した住民基本台帳カードを発見したとき。

三 **次条第一項の規定により返納を命ぜられた**とき。

◆追加◆

- 2 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、
◆追加◆前項各号のいずれかに該当する場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該住民基本台帳カード（同項第二号の場合にあつては、発見した住民基本台帳カード）を、**交付市町村長**に遅滞なく返納しなければならない。
- 3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、付記転出届をした場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該付記転出届に係る法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届を受けた市町村長に当該住民基本台帳カードを返納しなければならない。この場合において、住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、その旨を交付市町村長に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて交付市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
- 5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、いつでも、当該住民基本台帳カードを **交付市町村長**に返納することができる。

- 2 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、**住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合又は前項各号のいずれかに該当する場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該住民基本台帳カード（同項第二号の場合にあつては、発見した住民基本台帳カード）を、住所地市町村長**に遅滞なく返納しなければならない。
- 3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、前条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当した場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードがこれらの規定のいずれかに該当する際にその者が記録されていた住民基本台帳を備える市町村の市町村長（第三十条の二十四第二項及び第五項において「直前の住所地市町村長」という。）に遅滞なく返納しなければならない。
- ◆削除◆
- 4 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、いつでも、当該住民基本台帳カードを **住所地市町村長**に返納することができる。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

- (住民基本台帳カードの返納命令)
第三十条の二十二 住所地市町村長は、住民基本台帳カードの法第三十条の四十四第三項の規定による交付又は同条第六項の規定による返還が錯誤に基づき、又は過失によつてされた場合において、当該住民基本台帳カードを返納させる必要があると認めるときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、当該住民基本台帳カードの返納を命ずることができる。
- 2 住所地市町村長は、前項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずることを決定したときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの返納命令)
第三十条の二十二 交付市町村長は、錯誤に基づき、又は過失により、住民基本台帳カードを交

◆削除◆

付した場合において、住民基本台帳カードを返納させる必要があると認めるときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、当該住民基本台帳カードの返納を命ずることができる。

- 2 交付市町村長は、前項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずることを決定したときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(返納された住民基本台帳カードの廃棄)
第三十条の二十四 住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、返納された住民基本台帳カードを廃棄しなければならない。

(返納された住民基本台帳カードの廃棄)
第三十条の二十三 住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、返納された住民基本台帳カードを廃棄しなければならない。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードを交付した場合等の措置)
第三十条の二十五 交付市町村長は、住民基本台帳カードを交付した場合、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた場合、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた場合、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

◆追加◆

◆追加◆

◆追加◆

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、**交付市町村長**の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 委任都道府県知事（法第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）は、第一項 ◆追加◆の規定による通知に係る事項を、指定情報処理機関（法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。）に通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

5 市町村長、都道府県知事又は指定情報処理機関は、第一項 ◆追加◆の規定による通知に係る事

(住民基本台帳カードを交付した場合等の措置)
第三十条の二十四 住所地市町村長は、住民基本台帳カードを交付した場合、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた場合、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた場合、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

2 直前の住所地市町村長は、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

3 法第二十四条の二第三項に規定する転出地市町村長（第五項において「転出地市町村長」という。）は、同条第三項に規定する当該最初の転入届に係る転出届をした者に係る法第九条第一項の規定による通知を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

4 法第二十四条の二第三項に規定する転入地市町村長（次項において「転入地市町村長」という。）は、住民基本台帳カードに法第三十条の四十四第六項に規定する措置を講じた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

5 前各項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、**住所地市町村長、直前の住所地市町村長、転出地市町村長又は転入地市町村長**の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

項の市町村長への通知その他の住民基本台帳カードの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 6 委任都道府県知事（法第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）は、第一項 から第四項までの規定による通知に係る事項を、指定情報処理機関（法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。）に通知するものとする。
- 7 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
- 8 市町村長、都道府県知事又は指定情報処理機関は、第一項 から第四項までの規定による通知に係る事項の市町村長への通知その他の住民基本台帳カードの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆ ◆追加◆
◆追加◆

第四章の三 外国人住民に関する特例
(外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要しない場合)
第三十条の二十五 法第三十条の四十八ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 世帯主でない外国人住民とその世帯主（外国人住民であるものに限る。次号及び次条において同じ。）との親族関係に変更がない場合
二 世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係の変更に係る戸籍に関する届書、申請書その他の書類が市町村長に受理されている場合

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合)
第三十条の二十六 法第三十条の四十九ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合
二 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転出届に併せて転出届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転入届をするとき（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）
三 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転居届に併せて転居届をする場合（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）
四 前三号に掲げる場合のほか、世帯主でない外国人住民がその世帯に属する他の外国人住民に関する転入届又は転居届に併せて転入届又

は転居届をする場合（当該他の外国人住民が世帯主となる場合に限る。）その他総務省令で定める場合において、世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を確認することができる」と市町村長が認めるとき。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

（外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例）

第三十条の二十七 外国人住民（中長期在留者のうち出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この条において「入管法」という。）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者（以下この条において「永住者」という。）及び特別永住者を除く。次項において同じ。）に対し交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

中長期在留者（永住者を除く。）	住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留期間の満了の日まで
一時庇（ひ）護許可者又は仮滞在許可者	住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を経過する日まで
出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞在外者	住民基本台帳カードの発行の日から出生した日又は日本の国籍を失った日から六十日を経過する日まで

2 外国人住民に再交付された住民基本台帳カードについて前項の規定を適用する場合には、同項中「交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず」とあるのは「再交付された住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十七第三項の規定により読み替えて適用する第三十条の十六の規定にかかわらず」と、同項の表中「住民基本台帳カード」とあるのは「再交付された住民基本台帳カード」とする。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の二十八 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項第一号	受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項	受理したとき、又は法第九条第二項若しくは法第三十条の五十
第十五条の三第一項第四号	又は第十三号	若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄
第十五条の三第二項	及び第六号から第八号までに掲げる事項（同条第四号又は第十三号	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに法第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日（法第七条第四号若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄
第二十二条	及び戸籍の表示	、法第三十条の四十五に規定する国籍等及び同条の表の下欄に掲げる事項
第二十三条第二項及び第二十	第五号まで及び第十三号	第四号まで及び第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

第五章 雑則

(指定都市に関する法の規定の特例)

第三十一条 法第三十八条第一項に規定する政令で定める法の規定は、法第六条第一項、法第七条第八号、法第九条第一項、法第十条、法第十一条第三項、法第十一条の二第三項、第四項及び第八項から第十二項まで、法第十二条第三項から第六項まで、法第十二条の二第三項及び第四項、法第十二条の三第五項から第八項まで、法第十五条第二項及び第三項、法第十六条第一項、法第十七条の二第二項、法 **第十九条**、法第二十二條から第二十四條まで、法第二十五條、法第二十七條第二項及び第三項、法第三十條の二、法第三十條の三第三項及び第四項、**◆追加**
◆法第三十四條並びに法附則第四條第一項とする。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	市町村長	市長及び区長
第九条第二項	市町村長	市町村長（指定都市にあつては、区長）
	市町村の住民	市町村の住民（指定都市にあつては、区の区域内に住所を有するその区の属する市の住民）
第十一条第一項	市町村長	区長
	市町村が備える住民基本台帳	区長が作成した住民基本台帳
第十一条の二第一項	市町村長は	区長は
第十二条	住民	住民基本台帳を作成した区

第五章 雑則

(指定都市に関する法の規定の特例)

第三十一条 法第三十八条第一項に規定する政令で定める法の規定は、法第六条第一項、法第七条第八号、法第九条第一項、法第十条、法第十一条第三項、法第十一条の二第三項、第四項及び第八項から第十二項まで、法第十二条第三項から第六項まで、法第十二条の二第三項及び第四項、法第十二条の三第五項から第八項まで、法第十五条第二項及び第三項、法第十六条第一項、法第十七条の二第二項、法 **第十九条第一項から第三項まで**、法第二十二條から第二十四條まで、法第二十五條、法第二十七條第二項及び第三項、法第三十條の二、法第三十條の三第三項及び第四項、**法第三十條の四十五から第三十條の四十八まで並びに**法第三十四條並びに法附則第四條第一項とする。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	市町村長	市長及び区長
第九条第二項	市町村長	市町村長（指定都市にあつては、区長）
	市町村の住民	市町村の住民（指定都市にあつては、区の区域内に住所を有するその区の属する市の住民）
第十一条第一項	市町村長	区長
	市町村が備える住民基本台帳	区長が作成した住民基本台帳
第十一条の二第一項	市町村長は	区長は

第一項	基本台帳を備える市町村の市町村長	長
第十二条の二第一項並びに第十二条の三第一項及び第二項	市町村長	区長
	市町村が備える住民基本台帳	区長が作成した住民基本台帳
第十二条の四第一項	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を備える市町村の市町村長（指定都市にあつては、当該住民基本台帳を作成した区長）
	市町村長に対し	市町村長（指定都市にあつては、区長）に対し
第十二条の四第二項	受けた市町村長	受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）
第十二条の四第五項	交付地市町村長又は住所地市町村長	交付地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）又は住所地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）
第十三条	委員会をいう	委員会をいい、区の選挙管理委員会を含む
	市町村の市町村長	区の区長
第十四条第一項	市町村長	市長及び区長

第十二条第一項	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を作成した区長
第十二条の二第一項並びに第十二条の三第一項及び第二項	市町村長	区長
	市町村が備える住民基本台帳	区長が作成した住民基本台帳
第十二条の四第一項	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を備える市町村の市町村長（指定都市にあつては、当該住民基本台帳を作成した区長）
	市町村長に対し	市町村長（指定都市にあつては、区長）に対し
第十二条の四第二項	受けた市町村長	受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）
第十二条の四第五項	交付地市町村長又は住所地市町村長	交付地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）又は住所地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）
第十三条	委員会をいう	委員会をいい、区の選挙管理委員会を含む
	市町村の市町村長	区の区長
第十四条	市町	市長及び区長

第十四条第二項	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を作成した区長
第十七条の二第一項	市町村名	市名及び区名
第二十条第一項	備える市町村の市町村長	区長が作成した戸籍の附票
第二十条第二項から第四項まで	市町村長	区長
	市町村が備える戸籍の附票	区長が作成した戸籍の附票
第二十四条の二第三項	受けた市町村長	受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）
第二十四条の二第五項	転入地市町村長又は転出地市町村長	転入地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）又は転出地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）
第三十条の二第二項	その市町村の住民基本台帳	当該区長が作成する住民基本台帳
第三十条の三第一項及び第二項	住民基本台帳を備える市町村の	住民基本台帳を作成した区長

第一項	村長	
第十四条第二項	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を作成した区長
第十七条の二第一項	市町村名	市名及び区名
第二十条第一項	備える市町村の市町村長	区長が作成した戸籍の附票
第二十条第二項から第四項まで	市町村長	区長
	市町村が備える戸籍の附票	区長が作成した戸籍の附票
第二十四条の二第三項	受けた市町村長	受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）
第二十四条の二第五項	転入地市町村長又は転出地市町村長	転入地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）又は転出地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）
第三十条の二第二項	その市町村の住民基本台帳	当該区長が作成する住民基本台帳
第三十条の三第一項及び第二項	住民基本台帳を備える市町	住民基本台帳を作成した区長

	市町村長	
第三十条の五第一項	市町村長	区長
	都道府県知事に	、当該区の属する市の市長を経由して、都道府県知事に
第三十条の七第一項	当該市町村長が	当該市に属する区の区長が
第三十条の三十一第二項	市町村長	市長若しくは区長
第三十条の四十二第一項	市町村長その他の市町村の執行機関	市長その他の市の執行機関又は区長
第三十条の四十三第一項	市町村長その他の市町村の執行機関	市長その他の市の執行機関若しくは区長
第三十条の四十四第一項及び第二項	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を作成した区長を経由して、市長
第三十条の四十四第三項	政令で定めるところにより	政令で定めるところにより、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して
第三十条の四十四第五項	その旨を	その旨を、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、
第三十条	転出	市の区域外へ住所を移す

	村の市町村長	
第三十条の五第一項	市町村長	区長
	都道府県知事に	、当該区の属する市の市長を経由して、都道府県知事に
第三十条の七第一項	当該市町村長が	当該市に属する区の区長が
第三十条の三十一第二項	市町村長	市長若しくは区長
第三十条の四十二第一項	市町村長その他の市町村の執行機関	市長その他の市の執行機関又は区長
第三十条の四十三第一項	市町村長その他の市町村の執行機関	市長その他の市の執行機関若しくは区長
第三十条の四十四第一項	者は	者は、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して ◆削除◆
第三十条の四十四第二項	住所地市町村長	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長
第三十条の四十四第三項	政令で定めるところにより	政令で定めるところにより、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して
第三十条の四十四第五項	市町村長	、最初の転入届を受けた区長を経由して、市長
第三十条	必要	必要な措置を講じ、最初の

の四十四 第六項	をする	
	当該 住民 基本 台帳 カード を、	当該住民基本台帳カードを、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、
第三十一 条の二	市町 村長	市長又は区長
第三十一 条の四	市町 村長	市長又は区長
	都道 府県 知事	市長がした処分に不服がある者にあつては都道府県知事に、区長がした処分に不服がある者にあつては市長
	異議 申立 て	市長がした処分に不服がある者にあつては異議申立てを、区長がした処分についての審査請求の裁決に不服がある者にあつては都道府県知事に再審査請求
第三十六 条	市町 村長	市長又は区長
第三十六 条の二第 一項	市町 村長	市長及び区長
第三十六 条の二第 二項	市町 村長	市長又は区長
第三十六 条の三	市町 村長	市長及び区長
	市町 村	市及び区

の四十四 第六項	な措 置を 講じ	転入届を受けた区長を経由して
第三十 条の四 十四 第七項 及び第 八項	その 旨を	その旨を、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、
第三十 条の四 十四 第十項	当該 住民 基本 台帳 カード を	当該住民基本台帳カードを、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して
第三十 条の五 十	住民 基本 台帳 を備 える 市町 村の 市町 村長	住民基本台帳を作成した区長
第三十一 条の二	市町 村長	市長又は区長
第三十一 条の四	市町 村長	市長又は区長
	都道 府県 知事	市長がした処分に不服がある者にあつては都道府県知事に、区長がした処分に不服がある者にあつては市長
	異議 申立 て	市長がした処分に不服がある者にあつては異議申立てを、区長がした処分についての審査請求の裁決に不服がある者にあつては都道府県知事に再審査請求
第三十六 条	市町 村長	市長又は区長
第三十六 条の二第 一項	市町 村長	市長及び区長
第三十六 条の二第 二項	市町 村長	市長又は区長
第三十六 条の三	市町 村長	市長及び区長
	市町 村	市及び区

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十六条から第二十条まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条の二、第三十条の四 ◆追加◆並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区又は区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条第三項	市町村長	区長
	都道府県知事に	、当該区の属する市の市長を経由して、都道府県知事に
第三十条の十五第一項	当該市町村	当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、当該区
第三十条の十五第二項	当該交付申請者の指定した者の	当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、当該交付申請者の指定した者の
第三十条の十七	当該住民基本台帳カードを交付した	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、当該住民基本台帳カードを交付した
	転出をした	市の区域外へ住所を移した
第三十条の十八第一項	総務省令で定める場合には	総務省令で定める場合には、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して
第三十条の二十	交付市町村長に	、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、 交付市町村長 に
第三十条の二	転出をした	市の区域外へ住所を移した

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十六条から第二十条まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条の二、第三十条の四、**第三十条の二十五並びに第三十条の二十六**並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区又は区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条第三項	市町村長	区長
	都道府県知事に	、当該区の属する市の市長を経由して、都道府県知事に
第三十条の十五第一項	当該市町村	当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、当該区
第三十条の十五第二項	当該交付申請者の指定した者の	当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、当該交付申請者の指定した者の
第三十条の十七第一項	総務省令で定める場合には	総務省令で定める場合には、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して
第三十条の十八第一項	住所地市町村長	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、 住所地市町村長
第三十条の十八第二項	その者に対し	その者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して

十一 第一号			第三十 条の九	住所 地市 町村 長に	、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を經由して、住所地市町村長に
第三 十条 の二 十一 第二 号	付記 転出 届を した	付記 転出 届（市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。）をした	第三 十条 の二 十第 二号 及び 第三 号	転出 届を した	転出届（市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。）をした
第三 十条 の二 十二	者に対 し	者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を經由して	第三 十条 の二 十二 第二 項	住所 地市 町村 長に	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を經由して、住所地市町村長に
第三 十条 の二 十三 第二 項	交付 市 町村 長に	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を經由して、交付市町村長に	第三 十条 の二 十一 第三 項	当該 住民 基本 台帳 カードを	当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードがこれらの規定のいずれかに該当する際にその者が記録されていた住民基本台帳を作成した区長を經由して
第三 十条 の二 十三 第三 項	付記 転出 届を した	付記 転出 届（市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。）をした	第三 十条 の二 十一 第四 項	住所 地市 町村 長に	、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を經由して、住所地市町村長に
	市町 村 長に	区長を經由して、市長に			
第三 十条 の二 十三 第五 項	交付 市 町村 長に	、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を經由して、交付市町村長に	第三 十条 の二 十二	者に 対し	者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を經由して

- 改正法・附則・題名- ～平成22年12月27日 政令 第253号～

施行日：平成22年12月27日

◆追加◆

附 則（平成二二・一二・二七政二五三）抄

- 改正法・附則- ～平成22年12月27日 政令 第253号～

施行日：平成22年12月27日

◆追加◆

(施行期日)
 第一条 この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 目次の改正規定、第一条、第十一条、第十二条第一項及び第二十六条の改正規定、第二十七条の改正規定（同条第一号の改正規定（「（以下「転入届」という。）」に係る部分に限る。）及び同条第二号の改正規定

（「法第二十四条」を「の規定による届出（以下「転居届」という。）、転出届」に改め、「届出」の下に「（次条第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届」という。）」を加える部分に限る。）を除く。）、第二十七条の二の改正規定（同条第一号の改正規定（「法第二十二の規定による届出」を「転入届」に改める部分に限る。）及び同条第二号の改正規定（「法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出」を「転居届、転出届及び世帯変更届」に改める部分に限る。）を除く。）、第二十七条の三の改正規定（同条第一号に係る部分（法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出に係る部分に限る。）及び同条第三号に係る部分に限る。）、第二十八条の改正規定（同条第一号の改正規定（転入届に係る部分に限る。）及び同条第二号の改正規定を除く。）、第二十九条の見出しの改正規定、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十一条第一項の改正規定、同条第二項の表第三十条の四十四第六項の項の次に次のように加える改正規定（同表第三十条の五十の項に係る部分に限る。）並びに第三十二条第一項の改正規定並びに附則第八条から第十条までの規定 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日
 二 第十二条第二項第三号、第十五条の三第二項及び第三十条の改正規定並びに次条から附則第七条まで及び附則第十一条の規定 公布の日

- 改正法・附則- ～ 平成22年12月27日 政令 第253号～

施行日：平成22年12月27日

◆追加◆

（仮住民票の磁気ディスクによる調製）
 第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、改正法附則第三条第一項に規定する仮住民票（以下「仮住民票」という。）を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。この場合においては、この政令による改正後の住民基本台帳法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定を準用する。

- 改正法・附則- ～ 平成22年12月27日 政令 第253号～

施行日：平成22年12月27日

◆追加◆

（仮住民票の記載事項）
 第三条 市町村長が改正法附則第三条第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成する場合には、改正法による改正後の住民基本台帳法（以下「新法」という。）第三十条の四十五の表中

「入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号」とあるのは「入管法第二条の二第一項に規定する在留資格、同条第三項に規定する在留期間及びその満了の日並びに外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条第一項第一号に規定する登録番号」と、「入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号」とあるのは「外国人登録法第四条第一項第一号に規定する登録番号」とする。

- 改正法・附則- ～平成22年12月27日 政令 第253号～

施行日：平成22年12月27日

◆追加◆

（仮住民票の消除）
第四条 市町村長は、改正法附則第三条第一項に規定する政令で定める日（以下「基準日」という。）後附則第一条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）の前日までの間に、仮住民票の作成の対象とされた者が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、その仮住民票を消除しなければならない。

- 改正法・附則- ～平成22年12月27日 政令 第253号～

施行日：平成22年12月27日

◆追加◆

（仮住民票の記載の修正）
第五条 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、仮住民票に記載されている事項に変更があったときは、その仮住民票の記載の修正をしなければならない。

- 改正法・附則- ～平成22年12月27日 政令 第253号～

施行日：平成22年12月27日

◆追加◆

（仮住民票の記載事項に係る調査）
第六条 市町村長は、仮住民票の記載、消除又は記載の修正に際し、必要があると認めるときは、仮住民票に記載される事項について調査をすることができる。
2 前項の場合においては、新法第三十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

- 改正法・附則- ～平成22年12月27日 政令 第253号～

施行日：平成22年12月27日

◆追加◆

（仮住民票に記載されている事項の安全確保）
第七条 市町村長は、仮住民票に関する事務の処理に当たっては、仮住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の仮住民票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、市町村長から仮住民票に関する事務の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

- 改正法・附則- ～平成22年12月27日 政令 第253号～

施行日：平成22年12月27日

◆追加◆

(外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例に関する経過措置)
第八条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書（入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）に規定する外国人登録証明書をいう。）は、在留カードとみなして、新令第三十条の二十七の規定を適用する。

- 改正法・附則- ～平成22年12月27日 政令 第253号～

施行日：平成22年12月27日

◆追加◆

(外国人住民に係る住民票コードの記載に関する経過措置)
第九条 市町村長は、改正法附則第九条に規定する政令で定める日の翌日（以下「適用日」という。）に、現に住民基本台帳に記録されている外国人住民（新法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）であって適用日前に新法第二十四条の規定による届出（以下この項において「転出届」という。）をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者以外の者に係る住民票に新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された新法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下この条において「住民票コード」という。）のうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。
2 市町村長は、新たにその市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の住民基本台帳に記録されるべき外国人住民につき住民票の記載をする場合において、その者が適用日前に他の市町村の住民基本台帳に記録されていた者であって適用日以後当該住民票の記載をする時までの間にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていなかったもの又は前項に規定する適用日前に転出届をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者であるときは、その者に係る住民票に新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するも

	<p>のとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。</p> <p>3 前二項の場合においては、新法第三十条の二第三項の規定を準用する。</p>
--	---

- 改正法・附則- ～ 平成22年12月27日 政令 第253号～

施行日：平成22年12月27日

◆追加◆	<p>(住所を変更した外国人住民に係る市町村長の通知に関する規定の適用の特例)</p> <p>第十条 外国人住民については、適用日の前日までは、新令第十三条第三項及び第四項の規定は、適用しない。</p>
------	---

- 改正法・附則- ～ 平成22年12月27日 政令 第253号～

施行日：平成22年12月27日

◆追加◆	<p>(指定都市の特例)</p> <p>第十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第二条から第七条まで及び第九条の規定の適用については、区を市と、区長を市長とみなす。</p>
------	---

住民基本台帳法施行規則

平成11年10月6日 自治省 令 第35号

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

平成22年12月27日 総務省 令 第113号

改正前	改正後
- 本則-	
施行日：平成24年 7月14日までに	
◆追加◆	<p>(戸籍の附票の記載の修正のための通知の方法)</p> <p>第五条の二 法第十九条第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p> <p>2 法第十九条第四項に規定する総務省令で定める場合は、電気通信回線の故障その他の事由により電気通信回線を通じた送信ができない場合とする。</p>
- 本則-	
施行日：平成24年 7月14日までに	
<p>(最初の転入届の手続)</p> <p>第六条 法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をしようとする者は、市町村長に対し、</p>	<p>(最初の転入届の手続)</p> <p>第六条 法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をしようとする者は、市町村長に対し、</p>

法 第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をした旨を明らかにしなければならない。

法 第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けている旨を明らかにしなければならない。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項)
第七条の二 令第二十四条の三第七号に規定する総務省令で定めるものは、当該住民基本台帳カードの様式が別記様式第一又は別記様式第二のいずれであるかの別、当該住民基本台帳カードが真正なものであることを確認するために転入地市町村長が用いる符号その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項とする。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

(現に届出の任に当たっている者を特定する方法)
第八条 法第二十七条第二項の規定による提示若しくは提出又は説明は、次のいずれかの方法によるものとする。
一 法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法
二 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は同一の世帯の住民基本台帳の記載事項について説明させる方法その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法

(現に届出の任に当たっている者を特定する方法)
第八条 法第二十七条第二項の規定による提示若しくは提出又は説明は、次のいずれかの方法によるものとする。
一 ◆削除◆住民基本台帳カード ◆削除◆又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法
二 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は同一の世帯の住民基本台帳の記載事項について説明させる方法その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)
第十一条 令第三十条の五第一号に規定する総務省令で定める記載の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一 法第二十二条 ◆追加◆の規定による届出に基づき住民票の記載を行った場合 転入 ◆追加◆
二 出生の届出（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条に規定する出生の届出をいう。以下この号において同じ。）の受

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)
第十一条 令第三十条の五第一号に規定する総務省令で定める記載の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一 法第二十二条、第三十条の四十六及び第三十条の四十七の規定による届出に基づき住民票の記載を行った場合 転入 等
二 出生の届出（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条に規定する出生の届

理に伴い住民票の記載を行った場合又は法第九條第二項の規定による通知（出生の届出の受理に係るものに限る。）に基づき住民票の記載を行った場合 出生

三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権記載等

2 令第三十条の五第二号に規定する総務省令で定める消除の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第二十四条の規定による届出に基づき住民票の消除を行った場合 転出

二 死亡の届出（戸籍法第八十六条に規定する死亡の届出をいう。以下この号において同じ。）の受理に伴い住民票の消除を行った場合又は法第九條第二項の規定による通知（死亡の届出の受理に係るものに限る。）に基づき住民票の消除を行った場合 死亡

三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権消除等

3 令第三十条の五第三号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第二十三条の規定による届出に基づき住民票の記載の修正を行った場合 転居

二 第二十一条の二又は第二十七条の二に規定する氏名又は住所に係る記載の修正を行った場合 軽微な修正

三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権修正等

4 令第三十条の五第四号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第三十条の三の規定による変更請求に基づき住民票コードの記載の修正を行った場合 住民票コードの記載の変更請求

二 前号に掲げる場合以外の場合 住民票コードの職権記載等

出をいう。以下この号において同じ。）の受理に伴い住民票の記載を行った場合又は法第九條第二項の規定による通知（出生の届出の受理に係るものに限る。）に基づき住民票の記載を行った場合 出生

三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権記載等

2 令第三十条の五第二号に規定する総務省令で定める消除の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第二十四条の規定による届出に基づき住民票の消除を行った場合 転出

二 死亡の届出（戸籍法第八十六条に規定する死亡の届出をいう。以下この号において同じ。）の受理に伴い住民票の消除を行った場合又は法第九條第二項の規定による通知（死亡の届出の受理に係るものに限る。）に基づき住民票の消除を行った場合 死亡

三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権消除等

3 令第三十条の五第三号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第二十三条の規定による届出に基づき住民票の記載の修正を行った場合 転居

二 第二十一条の二又は第二十七条の二に規定する氏名又は住所に係る記載の修正を行った場合 軽微な修正

三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権修正等

4 令第三十条の五第四号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第三十条の三の規定による変更請求に基づき住民票コードの記載の修正を行った場合 住民票コードの記載の変更請求

二 前号に掲げる場合以外の場合 住民票コードの職権記載等

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

（住民基本台帳カードの表面記載事項等）
第三十四条 住民基本台帳カードの表面に記載する事項は、氏名（別記様式第二に規定する住民基本台帳カードについては、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所）とし、半導体集積回路に記録する事項は、住民票コードとする。

◆削除◆

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

（住民基本台帳カードの交付申請書の記載事項）
第三十五条 法第三十条の四十四第二項に規定する総務省令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）の氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別並びに交付を受けようとする住民基本台帳カードの様式とする。

（住民基本台帳カードの交付申請書の記載事項）
第三十四条 法第三十条の四十四第二項に規定する総務省令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）の氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別並びに交付を受けようとする住民基本台帳カードの様式とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(写真の添付)

第三十六条 交付申請者で別記様式第二に規定する住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、法第三十条の四十四第二項に規定する交付申請書に、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真を添付しなければならない。ただし、**市町村長**が必要がないと認めるときには、添付を省略することができる。

(写真の添付)

第三十五条 交付申請者で別記様式第二に規定する住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、法第三十条の四十四第二項に規定する交付申請書に、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真を添付しなければならない。ただし、**法第三十条の四十四第一項に規定する住所地市町村長**（以下「**住所地市町村長**」という。）が必要がないと認めるときには、添付を省略することができる。

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの交付の手続)

第三十七条 令第三十条の十五第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類及び法定代理人にあつては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類とする。

一 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて交付申請者が本人であることを確認するため **市町村長**が適当と認めるもの

二 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他 **市町村長**が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び **市町村長**が適当と認める書類

2 令第三十条の十五第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他 **市町村長**が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び **市町村長**が適当と認める書類

二 交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料

三 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて交付申請者が指定した者が本人であることを確認するため **市町村長**が適当と認めるもの

(住民基本台帳カードの交付の手続)

第三十六条 令第三十条の十五第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類及び法定代理人にあつては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類とする。

一 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて交付申請者が本人であることを確認するため **住所地市町村長**が適当と認めるもの

二 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他 **住所地市町村長**が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び **住所地市町村長**が適当と認める書類

2 令第三十条の十五第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他 **住所地市町村長**が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び **住所地市町村長**が適当と認める書類

二 交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料

三 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて交付申請者が指定した者が本人であることを確認するため **住所地市町村長**が適当と認めるもの

- 本則 -

施行日：平成24年 7月14日までに

<p>(住民基本台帳カードの様式) 第三十八条 住民基本台帳カードの様式は、別記様式第一及び第二のとおりとする。</p>	<p>(住民基本台帳カードの様式) 第三十七条 住民基本台帳カードの様式は、別記様式第一及び第二のとおりとする。</p>
- 本則 -	
<p>施行日：平成24年 7月14日までに</p>	
<p>(住民基本台帳カードの再交付を求めることができる場合) 第三十九条 令 第三十条の十八第一項に規定する総務省令で定める場合は、住民基本台帳カードの機能が損なわれた場合とする。</p>	<p>(住民基本台帳カードの再交付を求めることができる場合) 第三十八条 令 第三十条の十七第一項に規定する総務省令で定める場合は、住民基本台帳カードの機能が損なわれた場合とする。</p>
- 本則 -	
<p>施行日：平成24年 7月14日までに</p>	
<p>(住民基本台帳カードの再交付申請書の記載事項) 第四十条 令 第三十条の十八第一項に規定する総務省令で定める事項は、申請者の氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別、再交付を受けようとする住民基本台帳カードの様式並びに住民基本台帳カードの再交付を受けようとする事由とする。</p>	<p>(住民基本台帳カードの再交付申請書の記載事項) 第三十九条 令 第三十条の十七第一項に規定する総務省令で定める事項は、申請者の氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別、再交付を受けようとする住民基本台帳カードの様式並びに住民基本台帳カードの再交付を受けようとする事由とする。</p>
- 本則 -	
<p>施行日：平成24年 7月14日までに</p>	
<p>(住民基本台帳カードの有効期間内の交付を求めることができる場合) 第四十一条 令 第三十条の十九第一項に規定する総務省令で定める場合は、追記欄の余白がなくなったときその他 市町村長が特に必要と認めるときとする。</p>	<p>(住民基本台帳カードの有効期間内の交付を求めることができる場合) 第四十条 令 第三十条の十八第一項に規定する総務省令で定める場合は、追記欄の余白がなくなったときその他 住所地市町村長が特に必要と認めるときとする。</p>
- 本則 -	
<p>施行日：平成24年 7月14日までに</p>	
<p>(住民基本台帳カードの返納届の記載事項) 第四十二条 令 第三十条の二十三第二項及び第三項に規定する総務省令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。</p>	<p>(住民基本台帳カードの返納届の記載事項) 第四十一条 令 第三十条の二十一第二項及び第三項に規定する総務省令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。</p>
- 本則 -	
<p>施行日：平成24年 7月14日までに</p>	
<p>(住民基本台帳カードを交付した場合等の通知の方法) 第四十四条 令 第三十条の二十五第二項及び第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p>	<p>(住民基本台帳カードを交付した場合等の通知の方法) 第四十二条 令 第三十条の二十四第五項及び第七項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p>

- 本則-	
施行日：平成24年 7月14日までに	
<p>(住民基本台帳カードの返納の際の通知の方法) 第四十三条 令第三十条の二十三第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p>	◆削除◆

- 本則-	
施行日：平成24年 7月14日までに	
<p>(住民基本台帳カードの暗証番号) 第四十五条 令第三十条の十五第一項の規定により交付申請者又はその法定代理人が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、数字四桁からなる暗証番号を設定しなければならない。 2 令第三十条の十五第二項の規定により交付申請者の指定した者が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者は、数字四桁からなる暗証番号を 市町村長に届け出なければならない。 3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを利用するに当たり、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村以外の市町村の市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から法に規定する事務若しくはその処理する事務であつて法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力しなければならない。</p>	<p>(住民基本台帳カードの暗証番号) 第四十三条 令第三十条の十五第一項の規定により交付申請者又はその法定代理人が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、数字四桁からなる暗証番号を設定しなければならない。 2 令第三十条の十五第二項の規定により交付申請者の指定した者が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者は、数字四桁からなる暗証番号を 住所地市町村長に届け出なければならない。 3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを利用するに当たり、住所地市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は 住所地市町村長以外の市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から法に規定する事務若しくはその処理する事務であつて法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力しなければならない。</p>

- 本則-	
施行日：平成24年 7月14日までに	
<p>(住民基本台帳カードの技術的基準) 第四十六条 住民基本台帳カードに関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p>	<p>(住民基本台帳カードの技術的基準) 第四十四条 住民基本台帳カードに関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p>

- 本則-	
施行日：平成24年 7月14日までに	
◆追加◆	<p>(在留カードに代わる書類等) 第四十五条 法第三十条の四十五及び令第三十条の二十七第一項に規定する総務省令で定める場合は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等</p>

の法律（平成二十一年法律第七十九号。次項において「入管法等改正法」という。）附則第七条第一項に規定する法務大臣が中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）に対し、出入国港において在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）を交付することができない場合とする。

2 法第三十条の四十五及び令第三十条の二十七第一項に規定する総務省令で定める書類は、入管法等改正法附則第七条第一項の規定により、後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券とする。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）

第四十六条 法第三十条の四十六に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等で、住民基本台帳に記録されていないものが新たに市町村の区域内に住所を定めた場合
- 二 日本の国籍を有しない者（法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。）で、住民基本台帳に記録されていないものが法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等となった後に転入をした場合

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

（外国語で作成した文書への訳文の添付）

第四十七条 法第三十条の四十八又は第三十条の四十九に規定する世帯主との続柄を証する文書で外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

- 本則-

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

（外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合）

第四十八条 令第三十条の二十六第四号の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 世帯主でない外国人住民が法第二十五条の規定による届出をする場合
- 二 令第八条、第十条又は第十二条第三項の規定により消除された住民票、戸籍に関する届書、申請書その他の書類又は法第九条第二項の規定による通知に係る書面その他の世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係

を明らかにすることができる書類を住所地市町村長が保存している場合

- その他 -

施行日：平成24年 7月14日までに

別記様式〔省略〕

別記様式〔省略〕

- 改正法・附則・題名- ～平成22年12月27日 総務省 令 第113号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

附 則（平成二二・一二・二七総務令一一三）抄

- 改正法・附則- ～平成22年12月27日 総務省 令 第113号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

（施行期日）

第一条 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定及び第四十四条の次に四条を加える改正規定 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日

二 附則第二条の規定 公布の日

- 改正法・附則- ～平成22年12月27日 総務省 令 第113号～

施行日：平成24年 7月14日までに

◆追加◆

（外国人住民に係る住民票に関する経過措置）

第二条 改正法附則第五条第一項に規定する総務省令で定めるものは、改正法附則第三条第五項に規定する通知を受けた後、同条第一項に規定する仮住民票（以下この条において「仮住民票」という。）の記載事項のうち改正法による改正後の住民基本台帳法第二十二条第一項第二号又は第五号に掲げる事項に変更のあった場合において、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）附則第五条の規定により当該仮住民票の記載の修正が行われていないもの以外のものとする。